

第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度 ▶ 令和11年度



令和7年3月
八幡市

はじめに

近年、少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。かつては、親族や地域の中で育児の助け合いがありました。現代社会では、それが得られにくくなり、身近に相談できる相手がいないまま、不安や孤独を抱えて子育てをしている方も少なくありません。



また、社会のデジタル化が進む中で、SNS やインターネットの普及により、こどもたちは新たな学びや便利な情報を得られるようになりましたが、その一方で、膨大な情報量や匿名性の中で自分と他人を比較する機会が増えており、こうした環境が自分の価値に自信を持つことが難しくなる要因の一つとなっています。

こうした課題に対応するため、本市では、「みんなで 育み 育ち 支えあうこどもがまんなかにいる社会」を基本理念に掲げ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

これからの5年間、この計画に基づき、こども・子育てに関する様々な施策を分野横断的に推進し、地域社会全体で子育て世帯を支える環境づくりに取り組んでまいります。同時に、これからの時代を生きるこどもたちが自分自身を肯定し、自分らしさを大切にできる心を育むためにも、一人一人が安心して自分を表現できる環境を整え、その成長を支えてまいります。

結びに、この計画の策定に際し、多くの貴重なご意見やご協力をいただきました「八幡市子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた保護者の皆様をはじめ、関係するすべての方々に心から感謝申し上げます。

未来を担うこどもたちのため、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

八幡市長

川田翔子

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 計画の対象 | 3 |
| 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題 | 4 |
| 1. 八幡市のこども・子育てを取り巻く環境 | 4 |
| 2. 子育て支援に関するアンケート調査結果からみた現状 | 10 |
| 3. 児童・生徒を対象にしたアンケート調査からみた現状 | 29 |
| 4. 第2期計画の取組状況 | 33 |
| 5. 主要な課題 | 36 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 38 |
| 1. 基本理念 | 38 |
| 2. 基本目標 | 39 |
| 3. 施策体系 | 42 |
| 第4章 施策の展開 | 44 |
| 基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援 | 44 |
| 基本目標2 ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援 | 47 |
| 基本目標3 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援 | 51 |
| 基本目標4 子育てに関する希望の形成 | 55 |
| 基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり | 58 |
| 第5章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 61 |
| 1. 基本的な考え方 | 61 |
| 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策 | 62 |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 64 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 76 |
| 1. こども大綱に基づく施策の総合的な推進 | 76 |
| 2. 計画の進捗管理・評価に向けて | 77 |
| 資料編 | 78 |

※ この計画では「こども」の表記について、法令に根拠がある語や固有名詞を除き、平仮名表記で統一しています。

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 子育てに関する社会動向

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けて重要な進展がみられました。

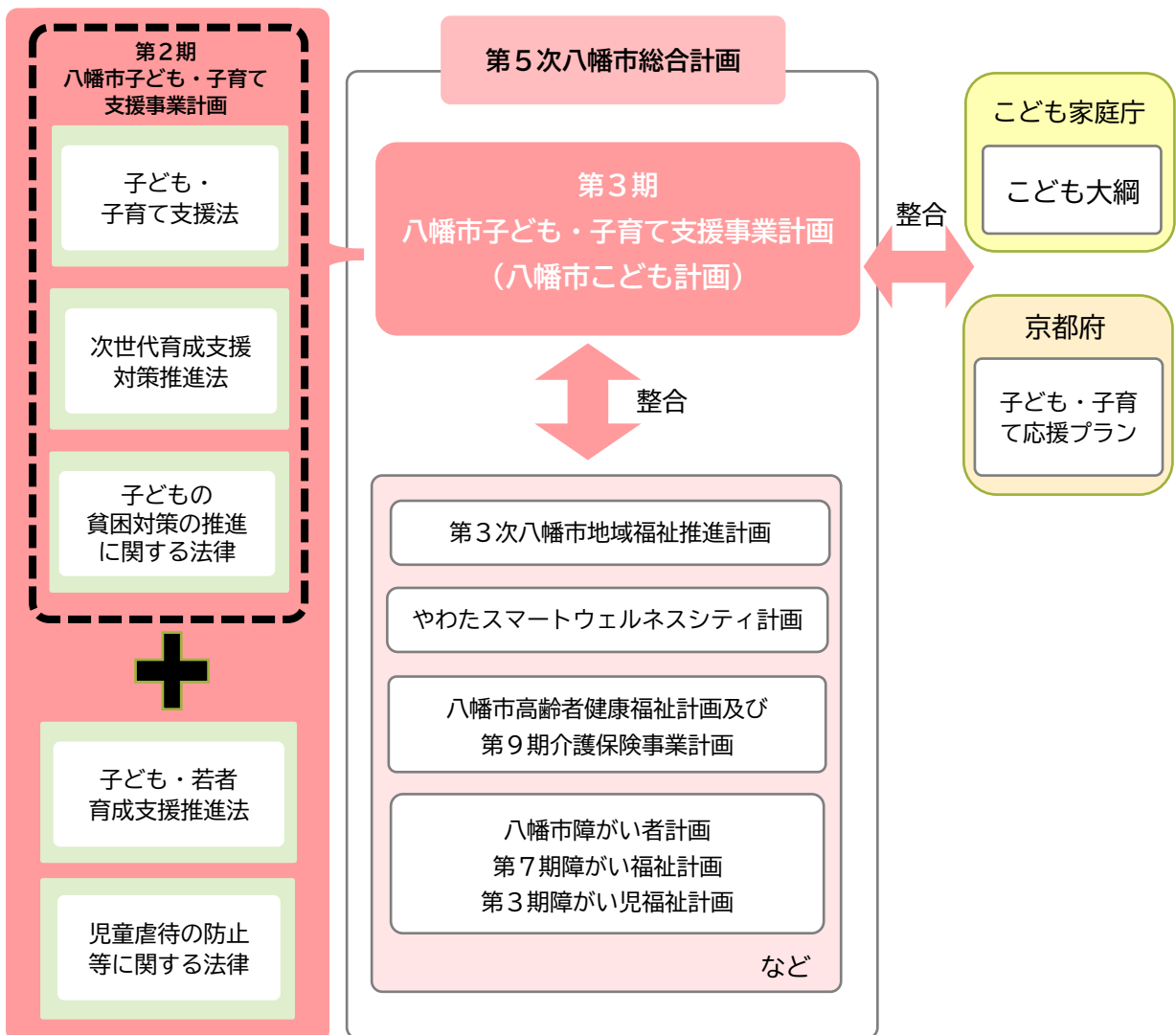
(2) 八幡市における子育ての取組

本市では、令和2年3月に「第2期八幡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という）を策定し、「みんなで 育み 育ち 支えあう 子どもにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、すべてのこどもが幸福で健やかに育つ社会を実現するため、子育てに関する取組を総合的に推進してきました。このたび、第2期計画が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会動向や本市のこどもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、こどもの権利の擁護や、こども・若者支援施策の充実を図るため、「第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本市では「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画として、5か年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」（以下、事業計画という。）を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進しています。

このような状況の中、令和5年4月には新たに「こども基本法」が施行され、市町村は、国の「こども大綱」等を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされました。本市の事業計画は、第1期から「すべてのこども」という視点を掲げて策定し、こども・子育て支援に関する取組を総合的に推進しており、「こども基本法」や「こども大綱」との親和性が高いことから、本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置付け、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を含め、さらに府の「子ども・子育て応援プラン」や、上位計画である「第5次八幡市総合計画」、その他関連計画との整合性を図りながら、こども・若者・子育て家庭に係る取組を一体的にまとめた計画として策定します。



3. 計画の期間

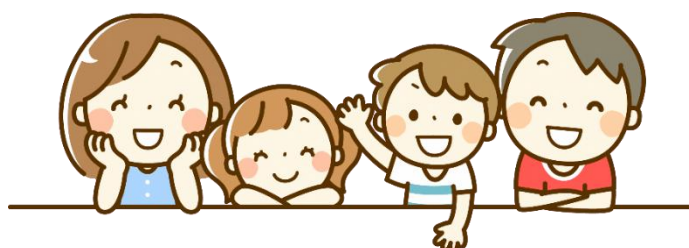
計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は見直すこととします。

計画期間

| 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 |
|------------|---------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 第5次八幡市総合計画 | | | | 次期計画 | | |
| 第2期計画 | 第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 次期計画 |

4. 計画の対象

本計画は、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づくこどもや若者とその家庭を対象とし、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指します。



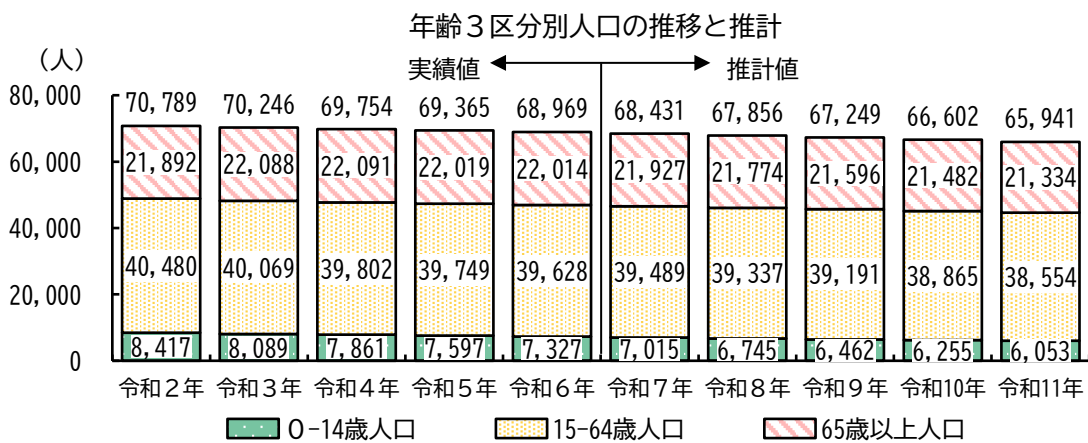
第2章

こども・子育てを取り巻く現状と課題

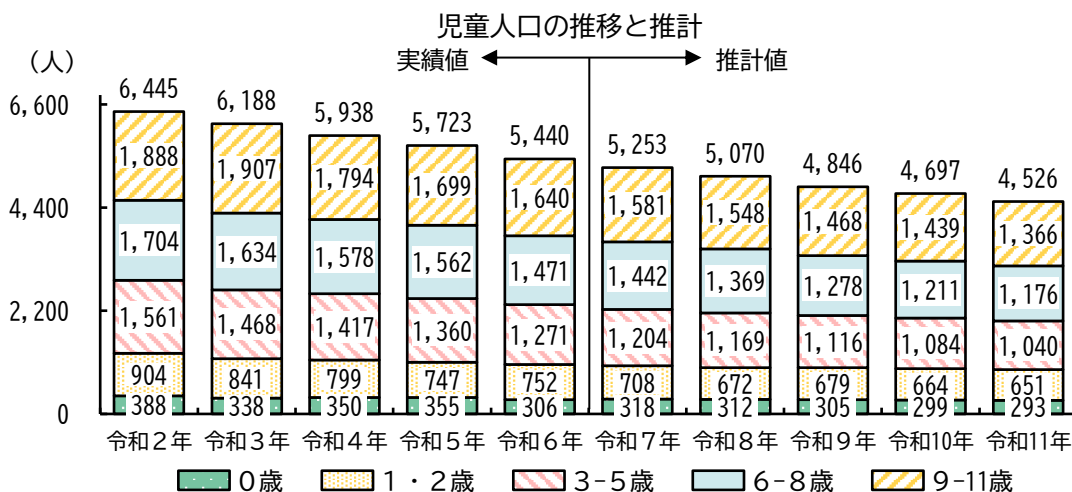
1. 八幡市のこども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口の状況

- 0～14歳人口は令和2年で8,417人、令和6年で7,327人と4年間で約1,090人減少し、総人口に占める割合は11.9%から10.6%に減少しています。

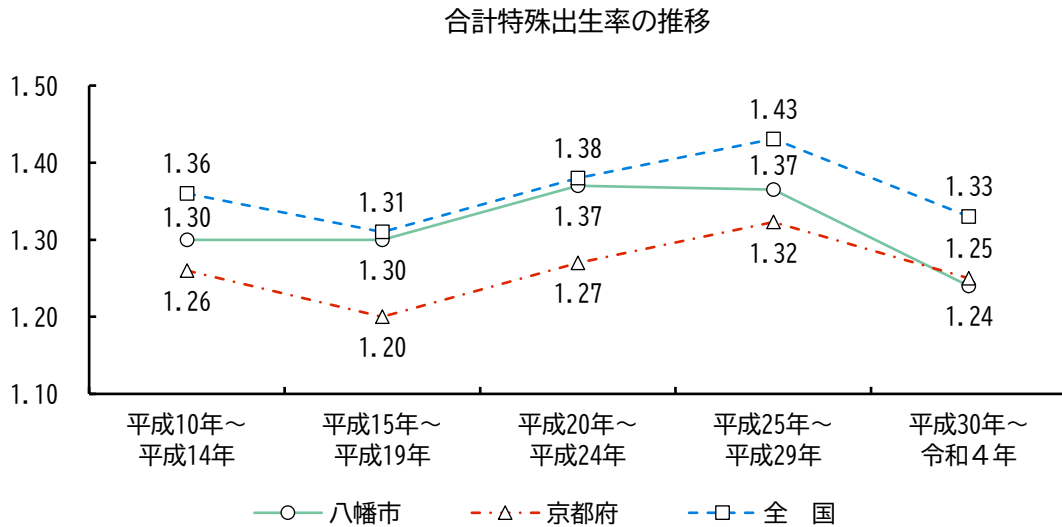


- 令和2年に6,445人だった0～11歳の人口が、令和4年に6,000人をきり、令和6年には5,440人となっています。また0歳は令和2年の388人から82人減少し、306人となっています。



(2) 出生の状況

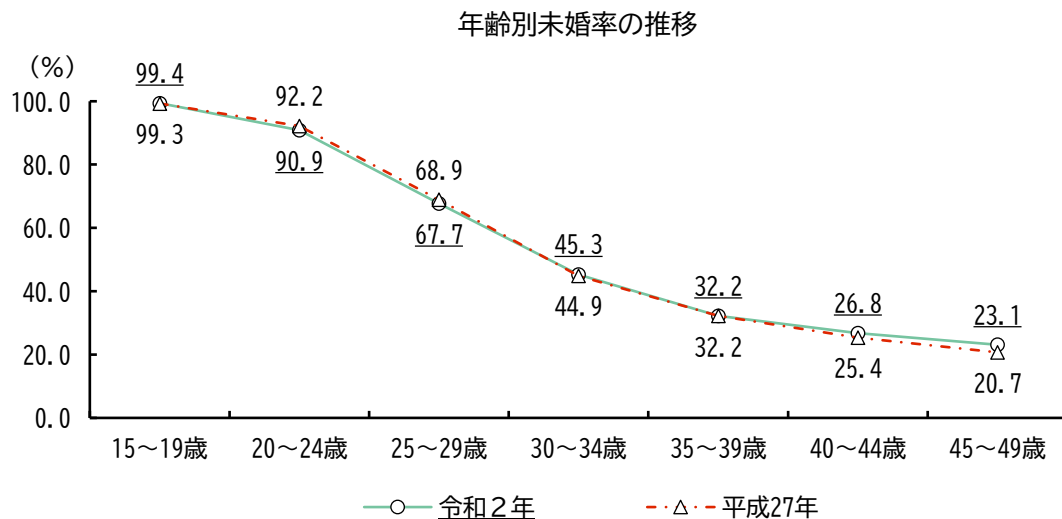
- 本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年～令和4年には1.24となり、全国・府と比較すると低くなっています。



資料：人口動態統計特殊報告

(3) 未婚・結婚の状況

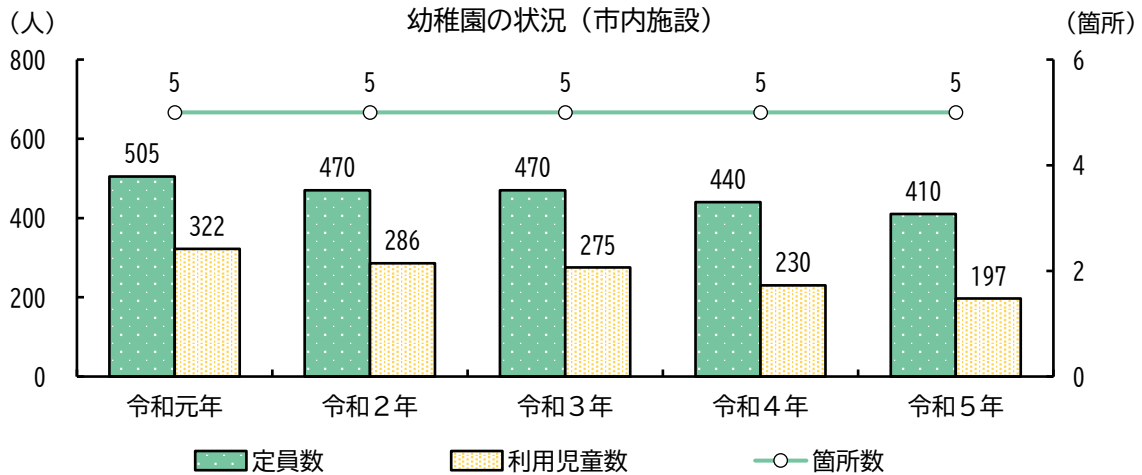
- 本市の年齢別未婚率の推移をみると、各年代で平成27年とほぼ同じになっています。



資料：国勢調査

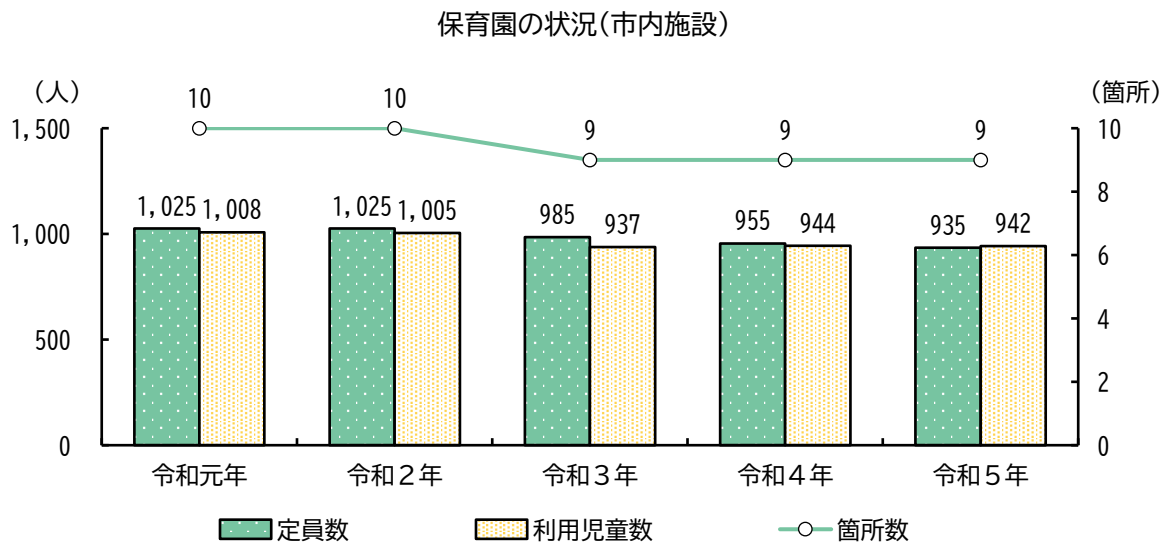
(4) 教育・保育施設の状況

- 本市の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数は減少傾向にあり、令和5年には定員数410人、利用児童数197人となっています。



資料：庁内資料

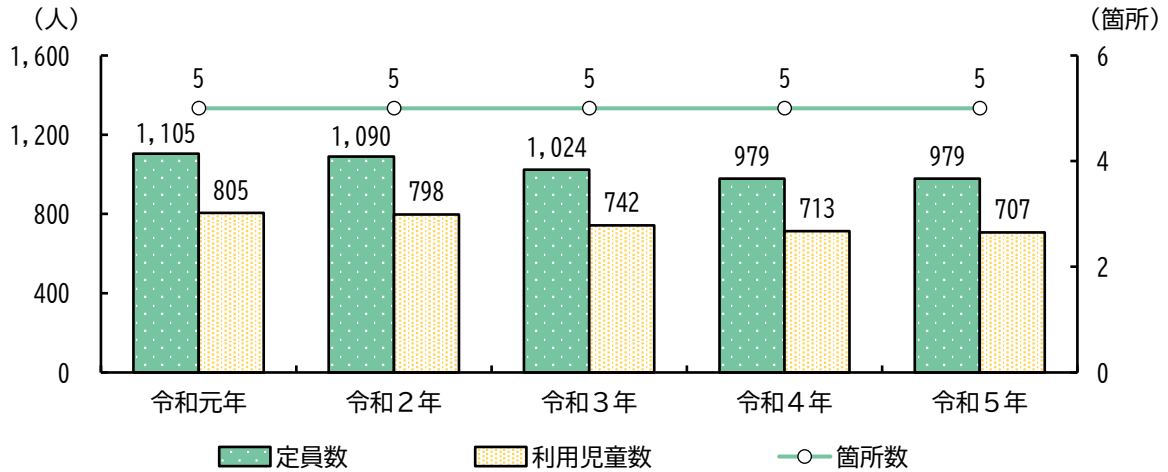
- 本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向にあり、令和5年には定員数935人、利用児童数942人となっています。



資料：庁内資料

- 本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数は減少傾向にあり、令和5年には定員数 979 人、利用児童数 707 人となっています。

認定こども園の状況（市内施設）

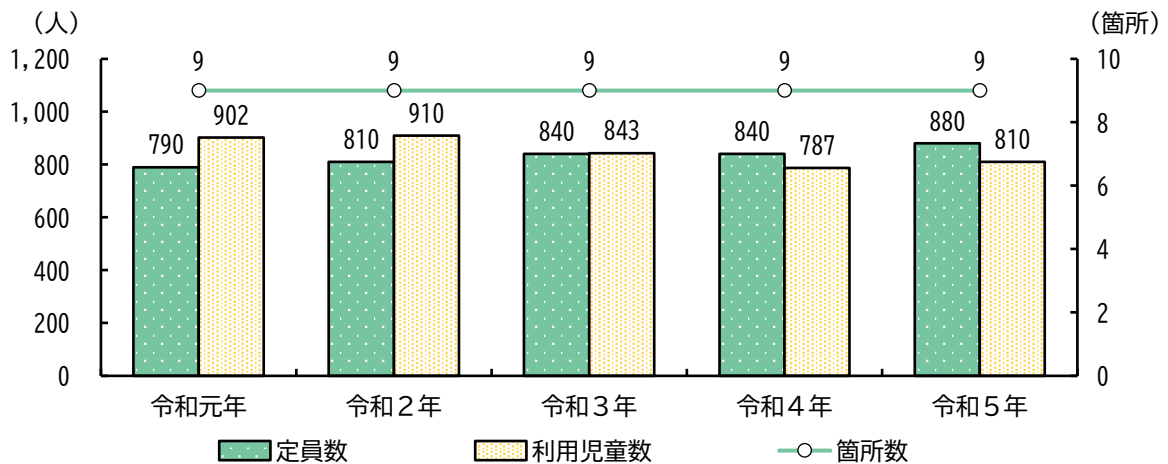


資料：庁内資料

(5) 放課後児童クラブの状況

- 本市の放課後児童クラブの箇所数は横ばいとなっています。定員数は増加していますが、利用児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年には 810 人となっています。

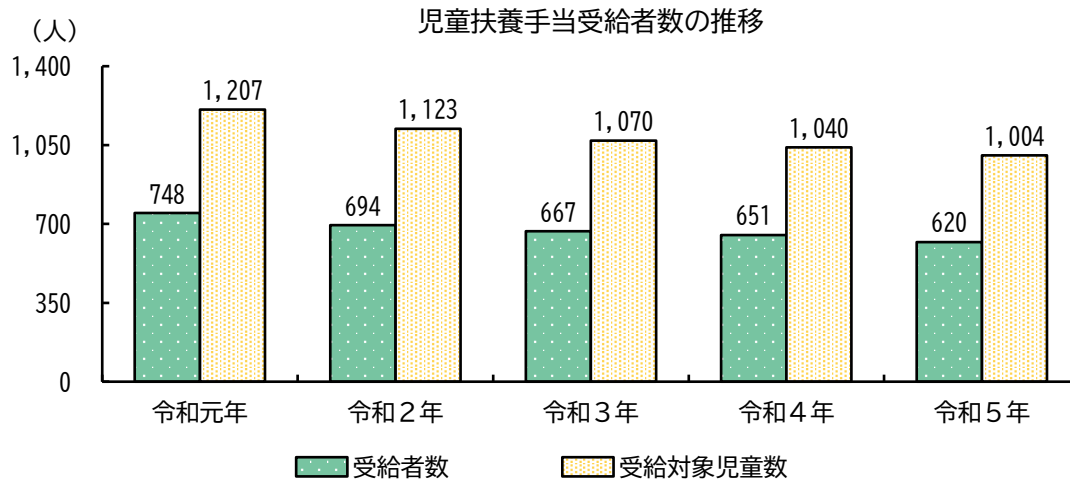
放課後児童クラブの状況



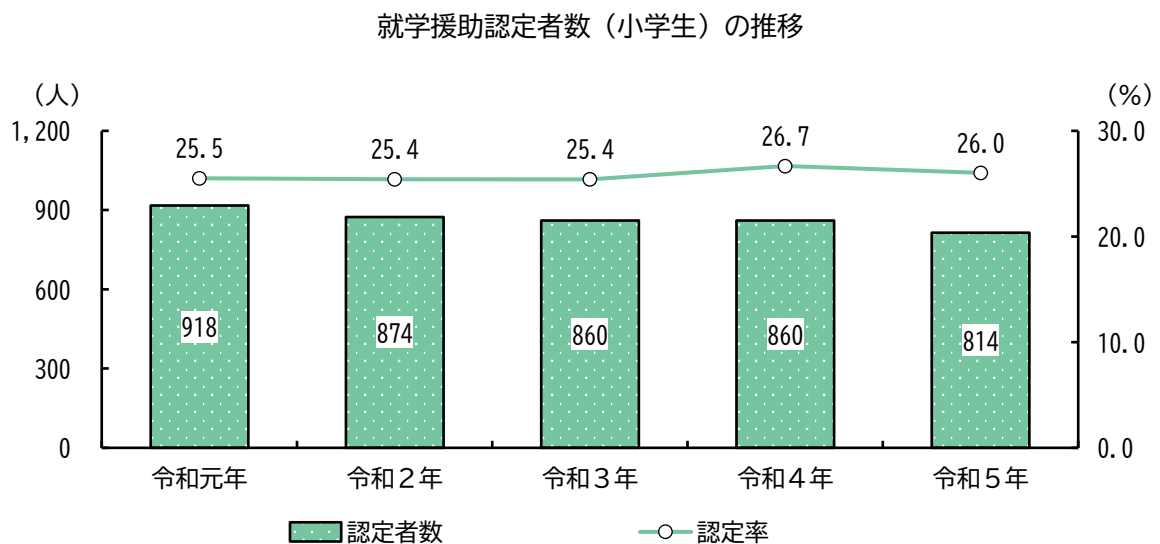
資料：庁内資料

(6) その他の状況

- 本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は減少しており、令和5年で受給者数は620人、受給対象児童数は1,004人となっています。

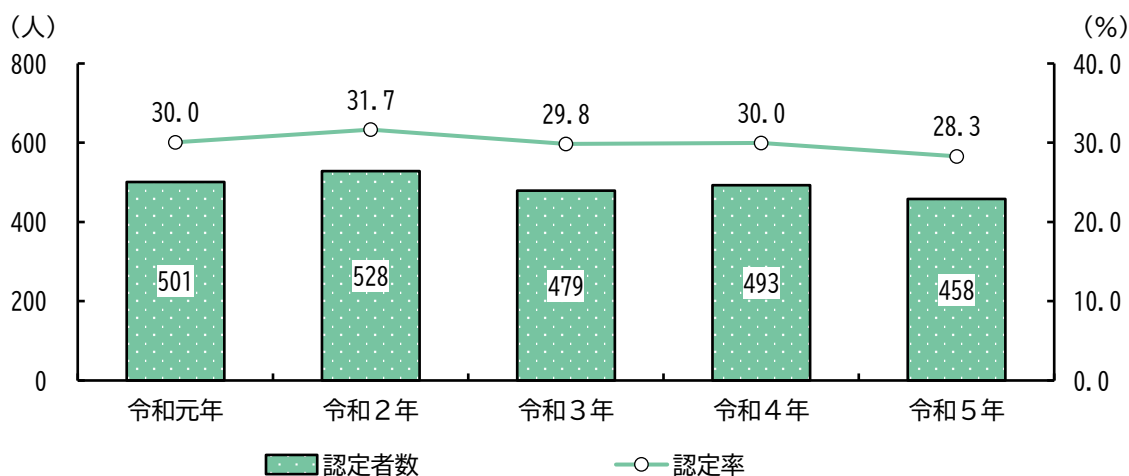


- 本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は814人、認定率は26.0%となっています。



- 本市の中学生における就学援助認定者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で認定者数は458人、認定率は28.3%となっています。

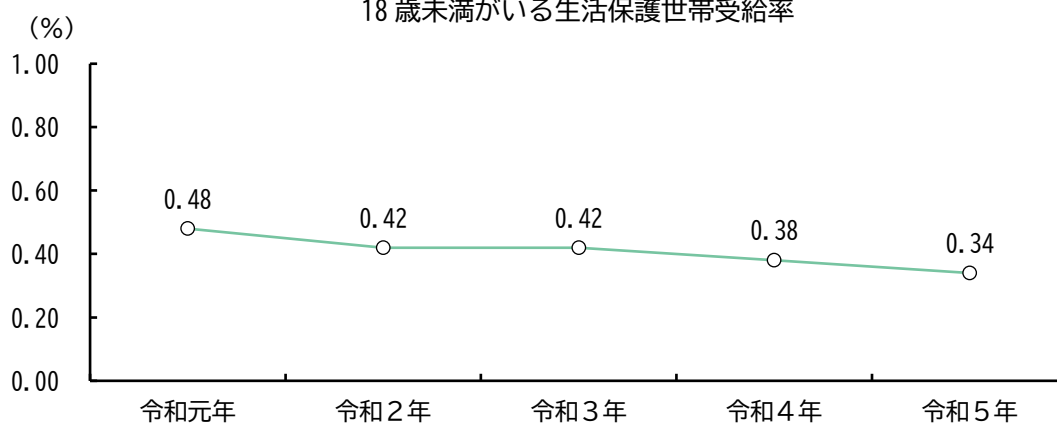
就学援助認定者数（中学生）の推移



資料：庁内資料

- 本市の18歳未満がいる生活保護世帯受給率は減少傾向にあり、令和5年で受給率は、0.34%となっています。

18歳未満がいる生活保護世帯受給率



資料：庁内資料

2. 子育て支援に関するアンケート調査結果からみた現状

(1) アンケート調査の概要

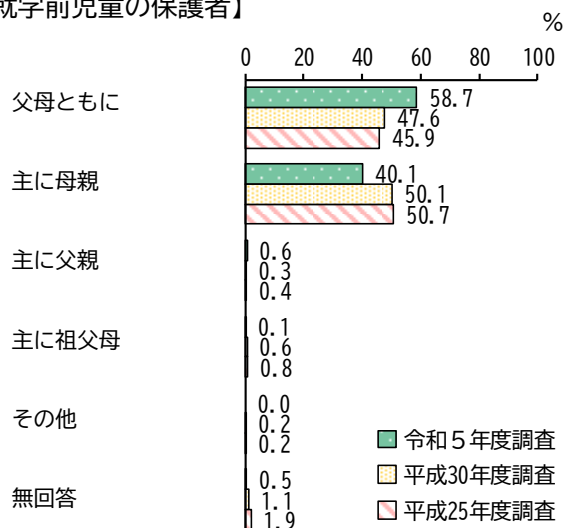
| | |
|------|--|
| 調査目的 | 子育て中の保護者の子育て支援サービスの利用状況や今後の希望、意見等を聞き、子育て支援施策を進める上での参考資料とすることを目的として実施したもの。 |
| 調査対象 | 就学前児童の保護者（市内在住の小学校入学前のこどもの保護者の方） 小学生児童の保護者（市内在住の小学生のこどもの保護者の方） |
| 調査方法 | 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答 (令和6年3月8日～令和6年3月22日) |
| 回収状況 | 就学前児童の保護者 配布数(2,013通)、有効回答数(1,087通)、有効回答率(54.0%) 小学生児童の保護者 配布数(2,384通)、有効回答数(1,397通)、有効回答率(58.6%) |

(2) 子育て家庭の状況

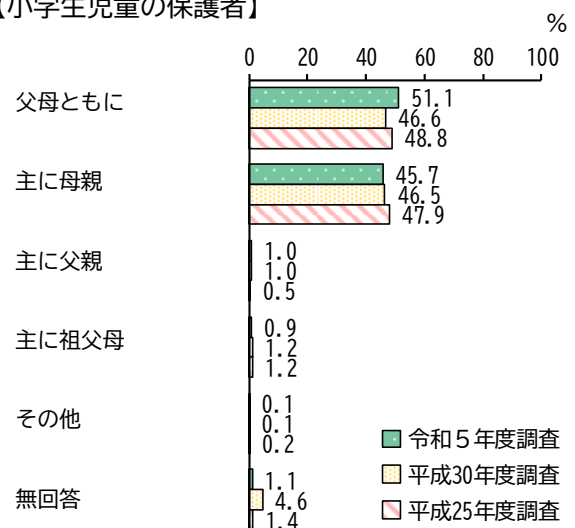
- 父親が子育てに参加している世帯が前回調査より増加しています。

Q. お子さんの子育てを主に行っている方は、お子さんからみてどなたですか。

【就学前児童の保護者】



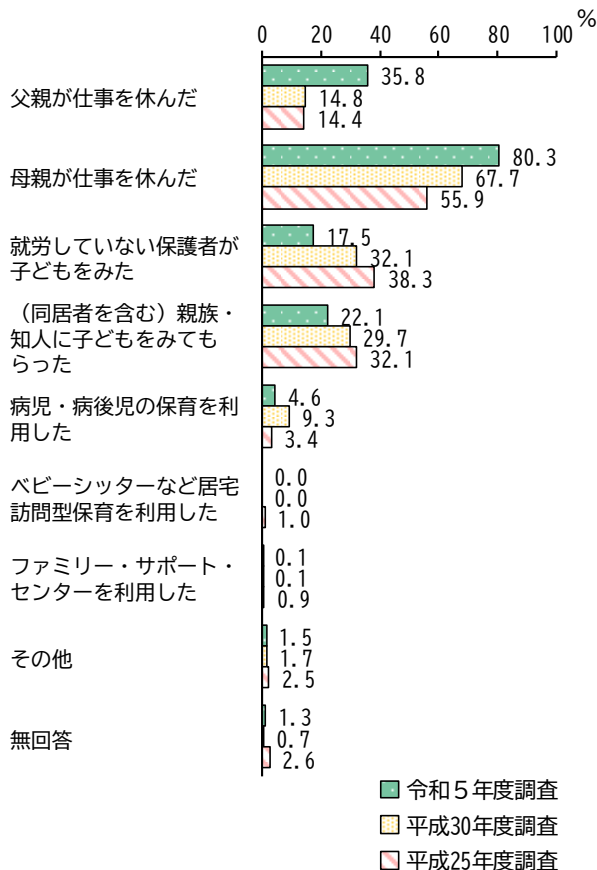
【小学生児童の保護者】



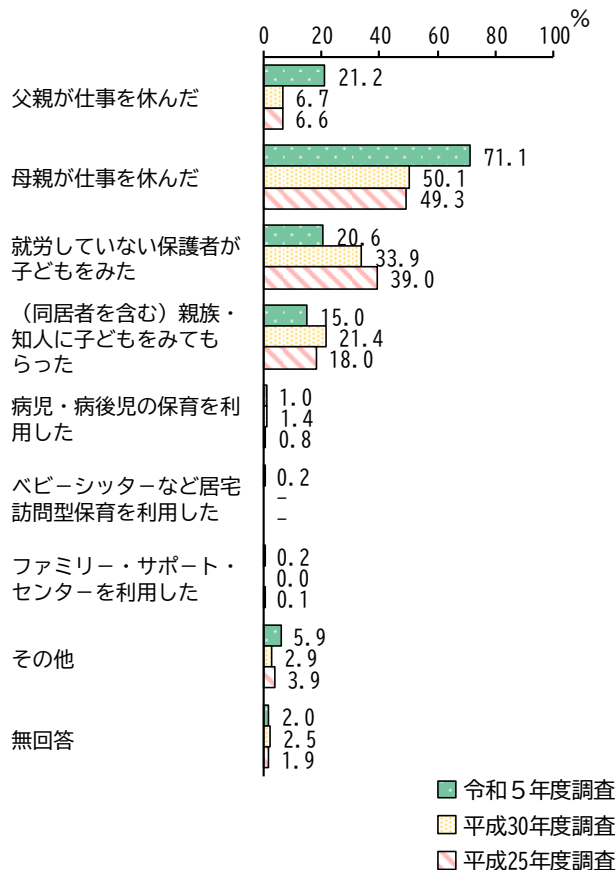
- 父親・母親が仕事を休んで子どもをみた割合が前回調査より増加しています。

Q. この1年間でお子さんが病気やけがで園・学校を休んだ時に行った対応をお答えください。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

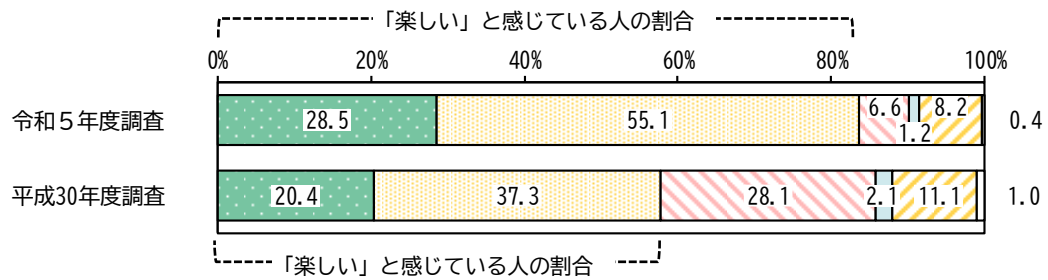


(3) 子育ての楽しさ

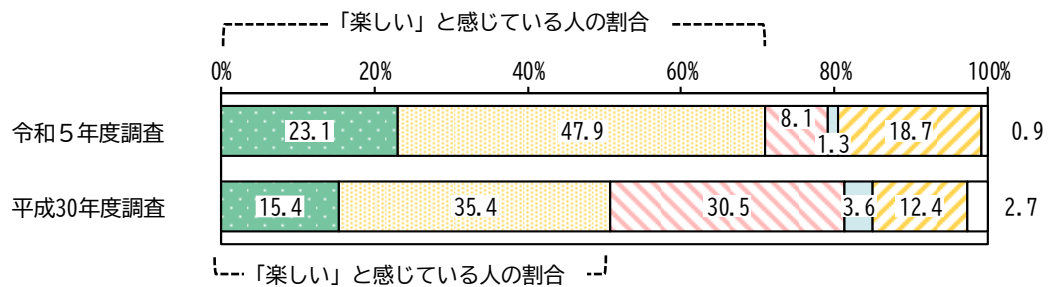
- 子育てを『楽しい』と感じている人の割合は、前回調査より増加しています。

Q. 子育ては、楽しいときもあれば、つらいときもありますが、お気持ちに一番近いものはどれですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



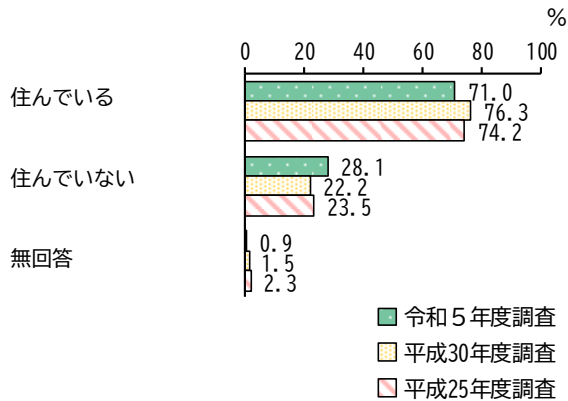
- とても楽しい
- 楽しい
- あまり楽しくない (不安または負担)
- 楽しくない (とても不安または負担が大きい)
- どちらともいえない
- 無回答

(4) こどもや子育て家庭の属性

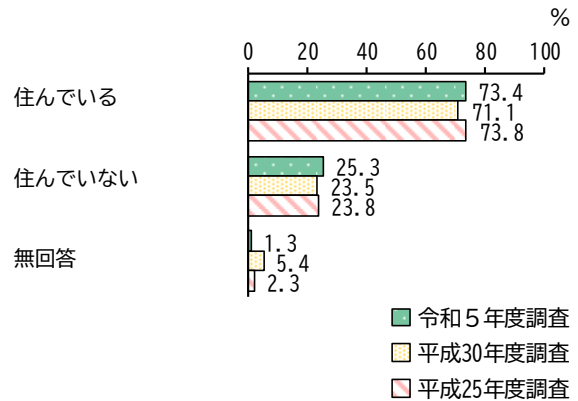
- 祖父母が近居しているの子育て世帯は7割台となっています。

Q. お子さんの祖父母は、近く（概ね 30 分以内程度で行き来できる範囲）にお住まいですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

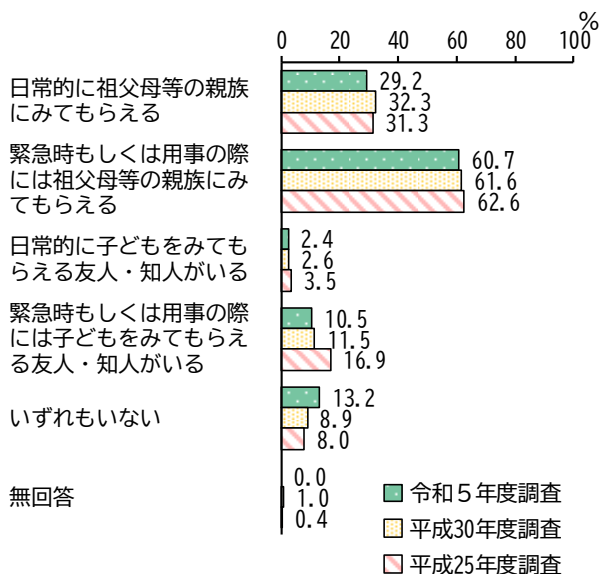


(5) こどもをみてくれる親族・知人の有無

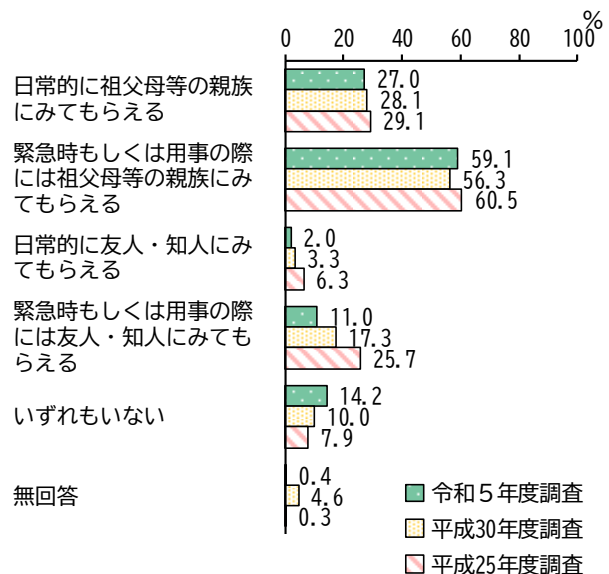
- 身近に頼れる親族・知人がいないと回答された方が1割以上います。

Q. 日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



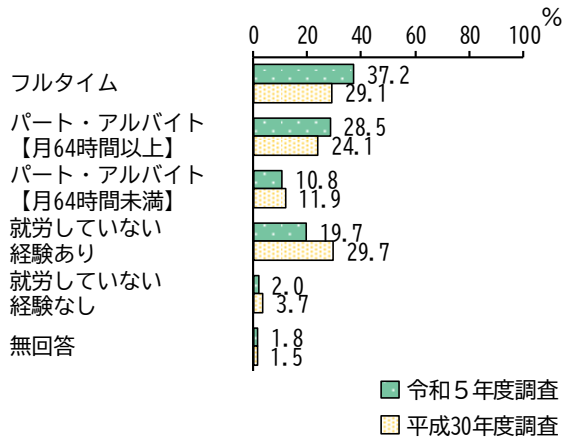
(6) 保護者の就労状況

- フルタイムで働く母親の割合は、前回調査より増加しています。

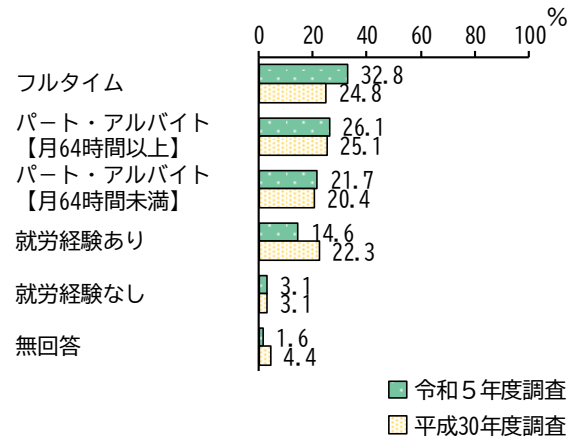
Q. 保護者の就労状況についてお答えください。

(1) 母親

【就学前児童の保護者】

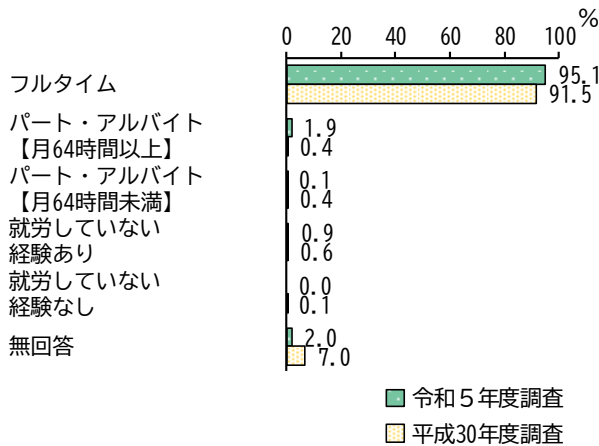


【小学生児童の保護者】

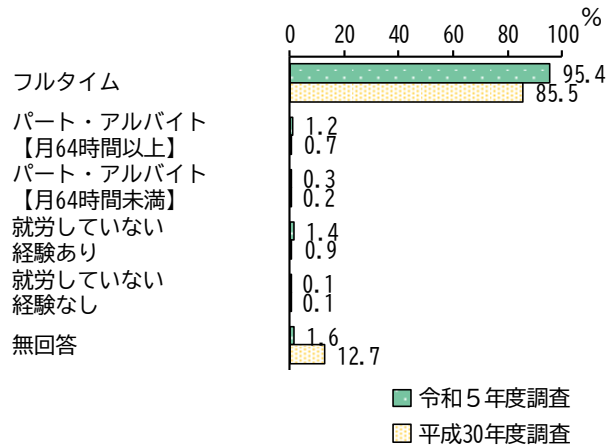


(2) 父親

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

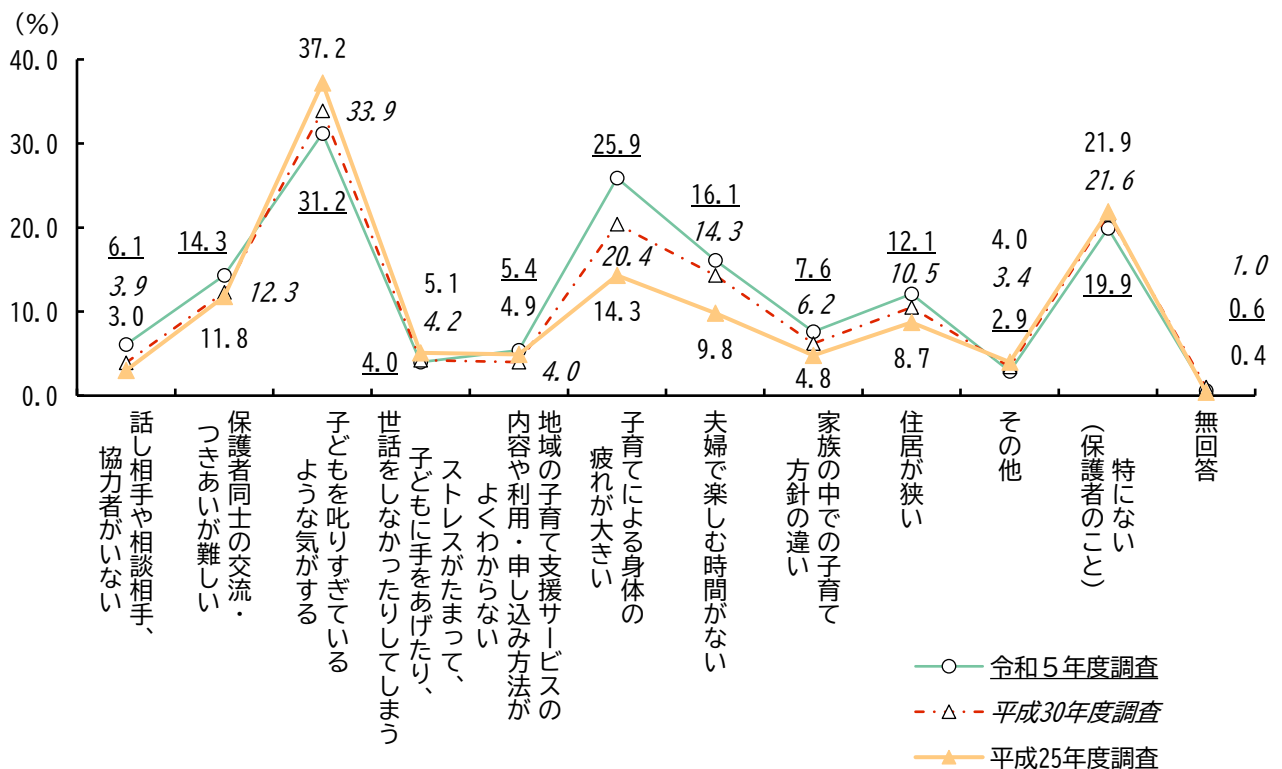
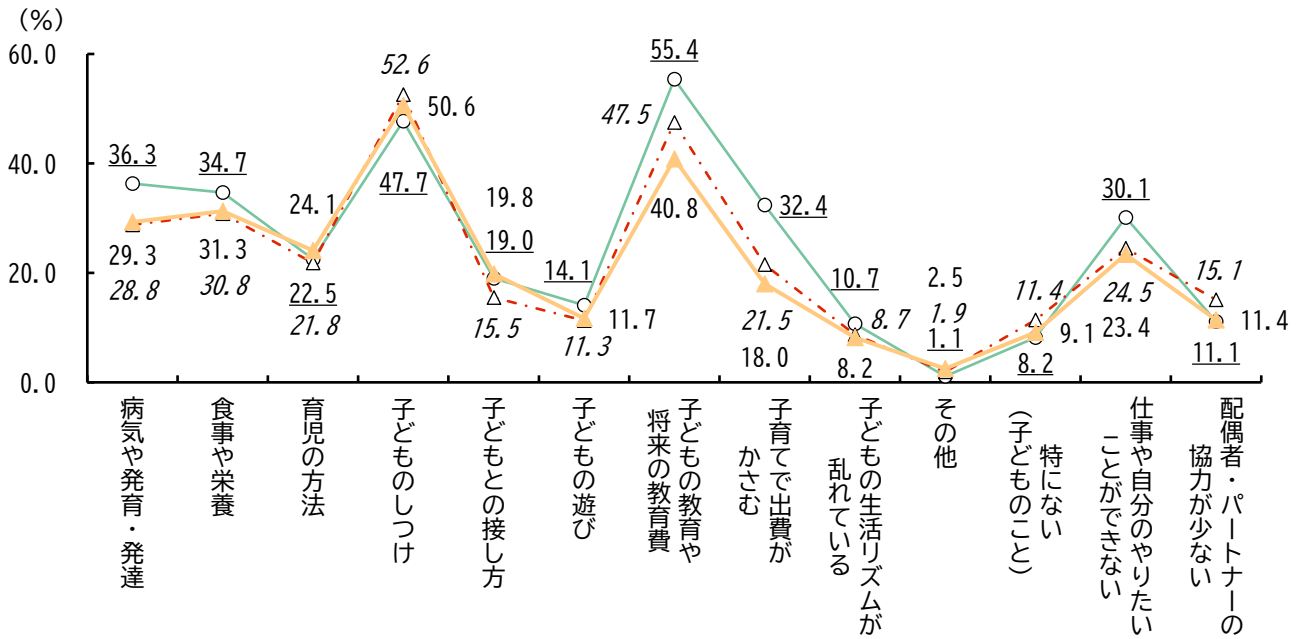


(7) 子育ての悩みや不安

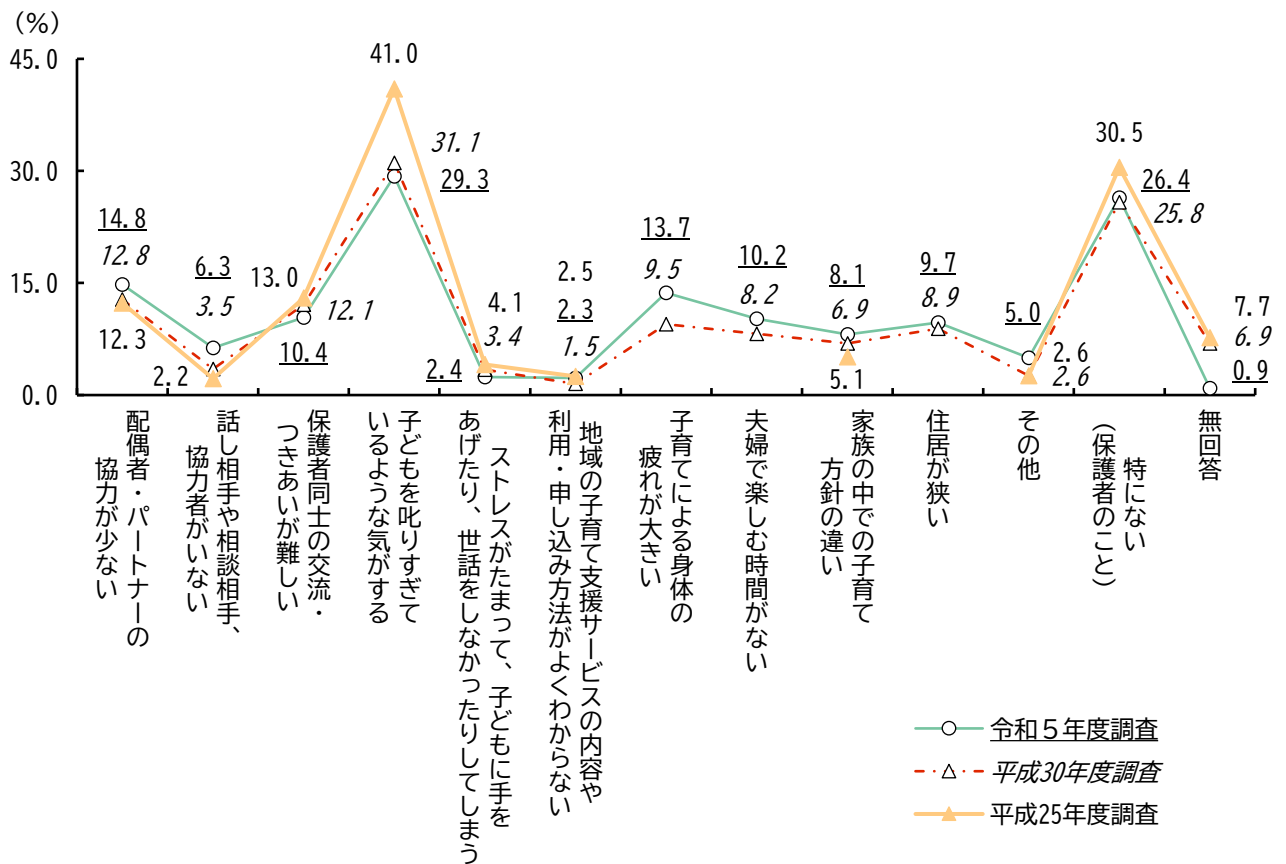
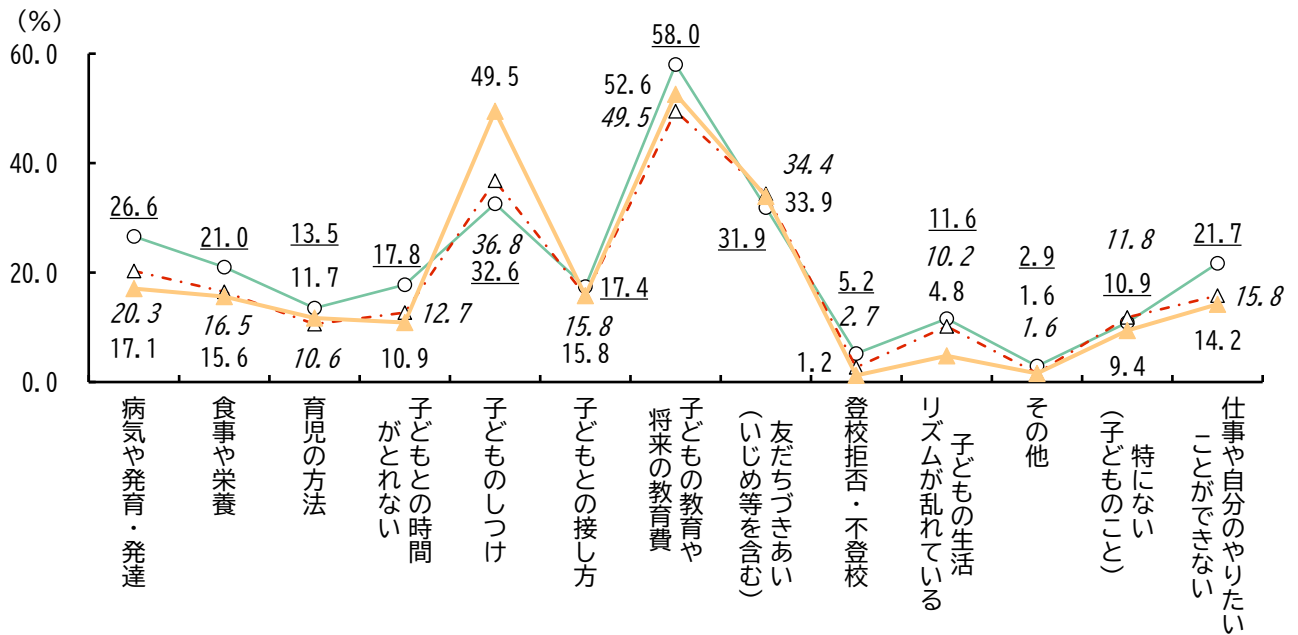
- こどもの教育費やしつけなどについて、悩みや不安を抱える保護者の割合が高くなっています。

Q. 子育てで、日ごろ悩んでいること、不安に感じることはどのようなことですか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



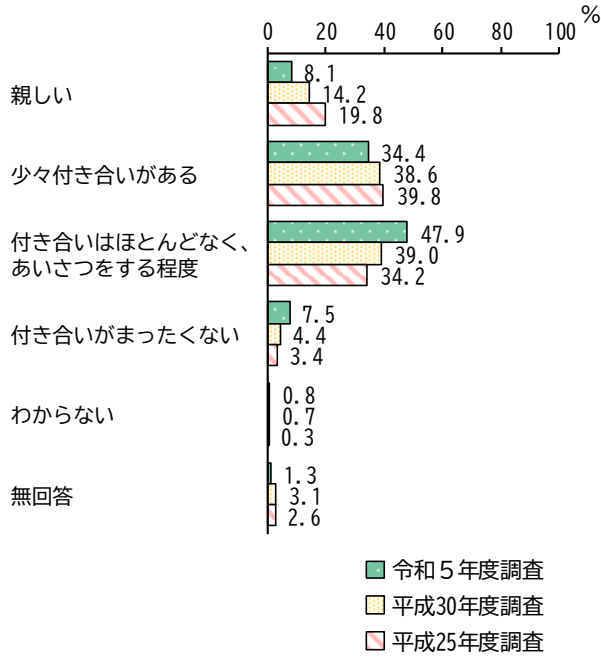
○ 令和5年度調査
 △ 平成30年度調査
 ▲ 平成25年度調査

(8) 近所づきあいの状況

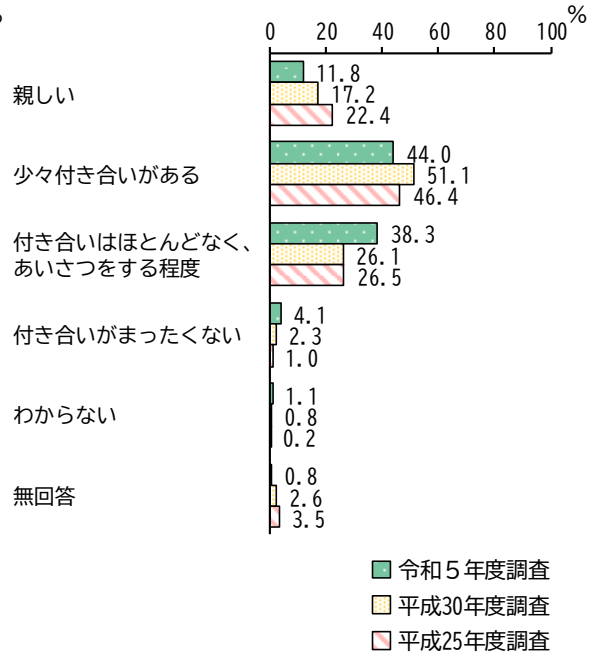
- 親しい近所づきあいをしている子育て世帯は、前回調査より減少しています。

Q. ご近所や地域の人々とは、どの程度のお付き合いがありますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

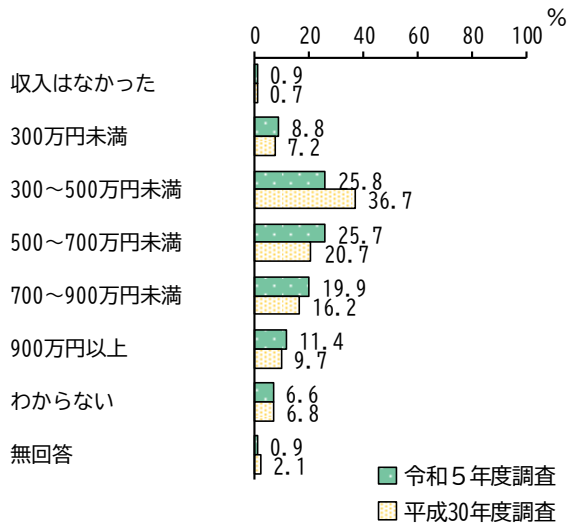


(9) 子育て世帯の経済的な状況

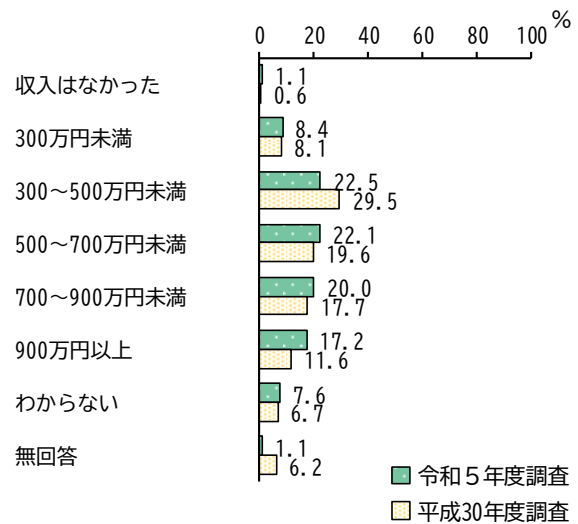
- 世帯年間収入 500 万円以上の世帯の割合が前回調査より増加しています。

Q. あなたの世帯で働いている方全員のおよその年間総収入はいくらですか。

【就学前児童の保護者】



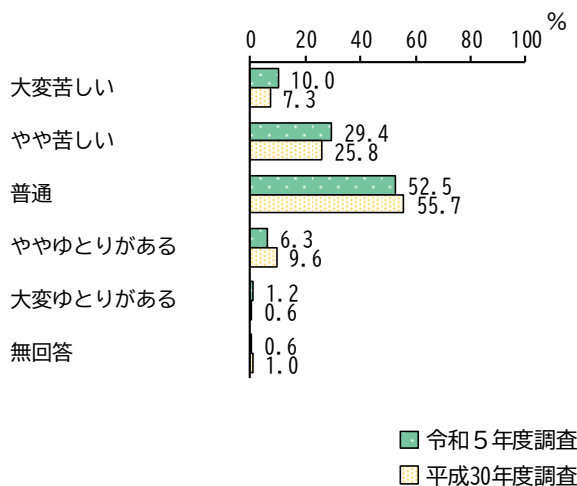
【小学生児童の保護者】



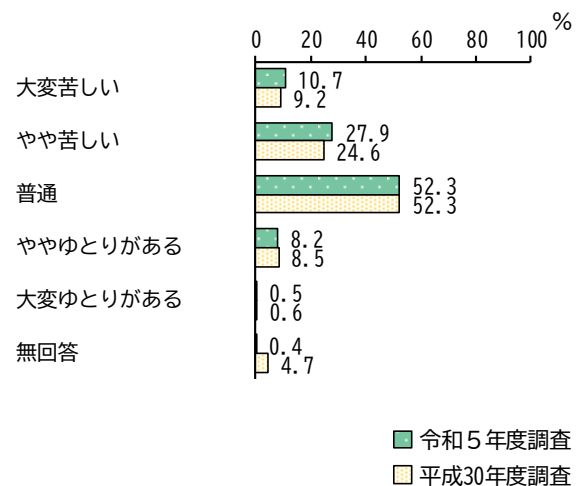
- 経済的な暮らし向きは「普通」が5割台で最も高い一方で、『苦しい』も4割近くとなっています。

Q. あなたの世帯の現在の経済的な暮らし向きについて、どう感じていますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

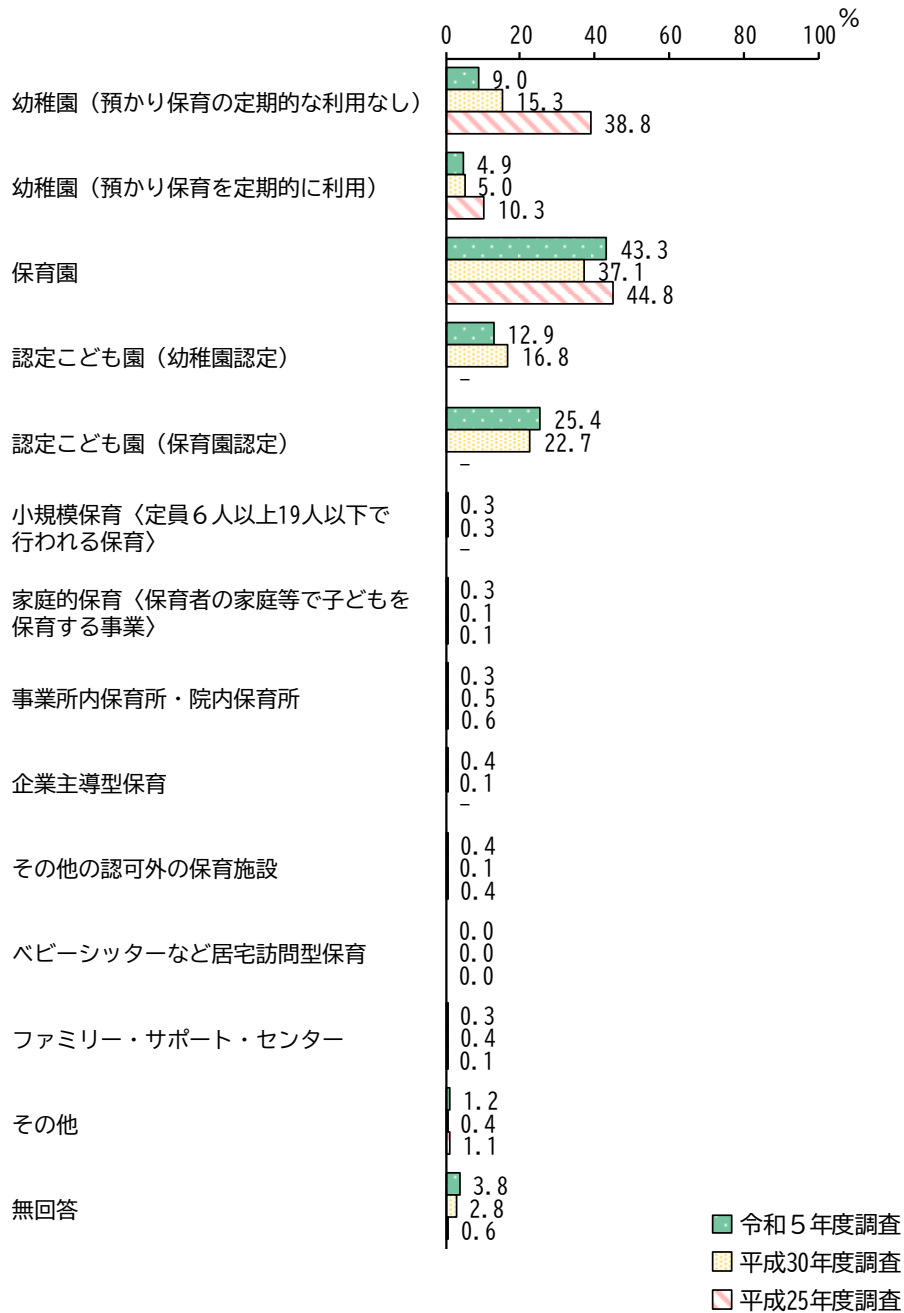


(10) 教育・保育施設（事業）の利用状況

- 保育園や認定こども園（保育園認定）の利用が増加している一方で、幼稚園や認定こども園（幼稚園認定）の利用は減少しています。

Q. お子さんは、平日にどのような教育・保育事業を定期的に利用していますか。

【就学前児童の保護者】

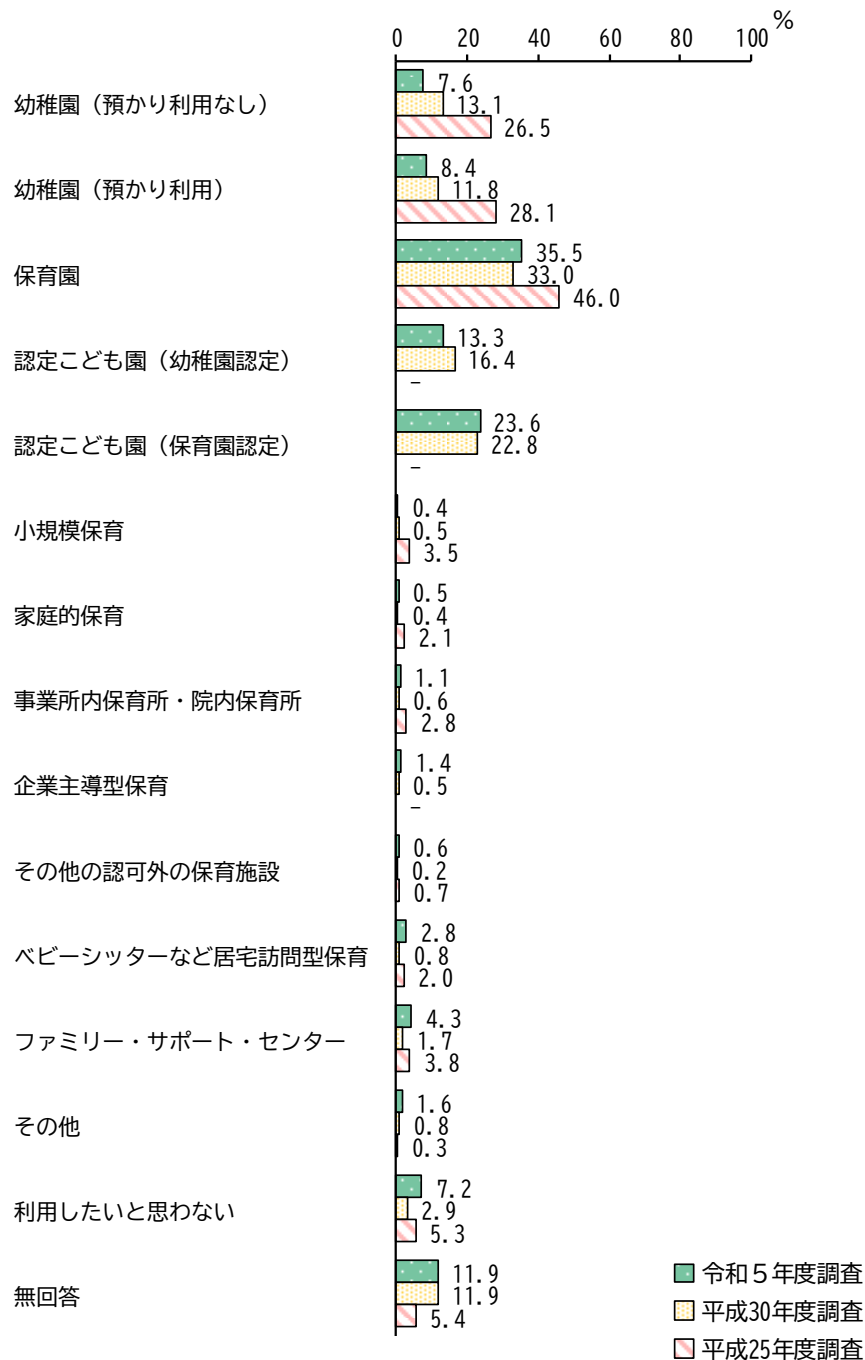


(11) 教育・保育施設（事業）の利用希望

- 利用希望も「保育園」「認定こども園（保育園認定）」の割合が高くなっています。

Q. 現在の利用の有無にかかわらず、お子さんが平日に定期的に利用したい、利用を継続したい教育・保育事業はありますか。

【就学前児童の保護者】

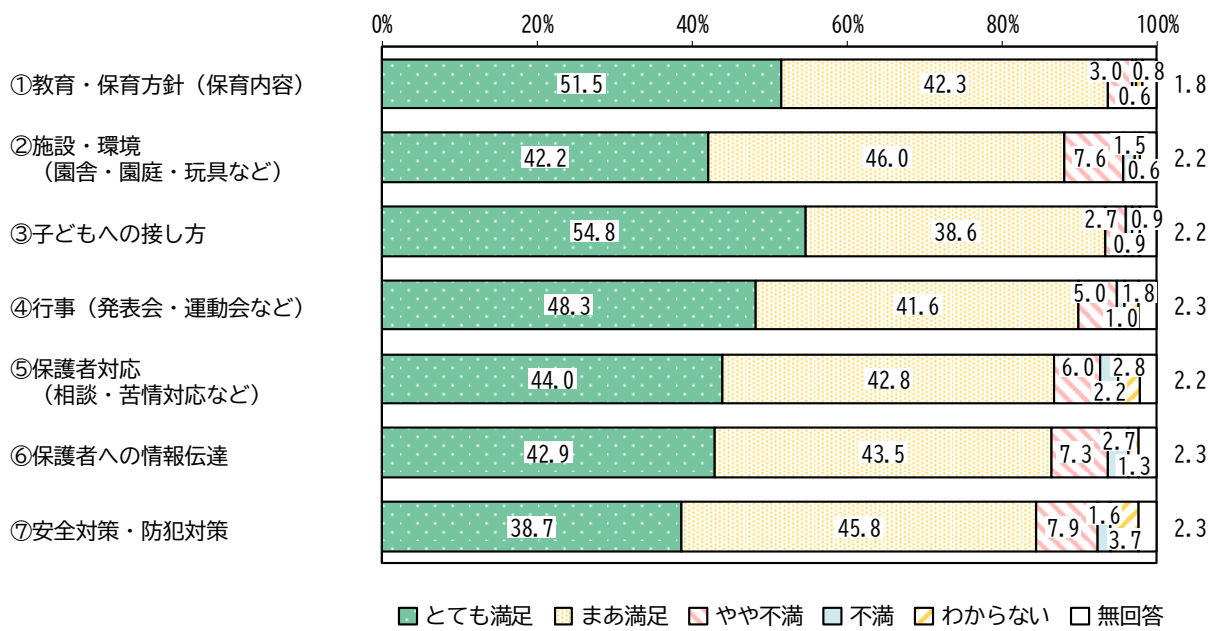


(12) 利用している教育・保育施設の満足度

- 教育・保育施設（就学前施設）の満足度は、すべての項目で高くなっています。

Q. 現在、利用している教育・保育施設（事業）の満足度をどのように感じていますか。

【就学前児童の保護者】

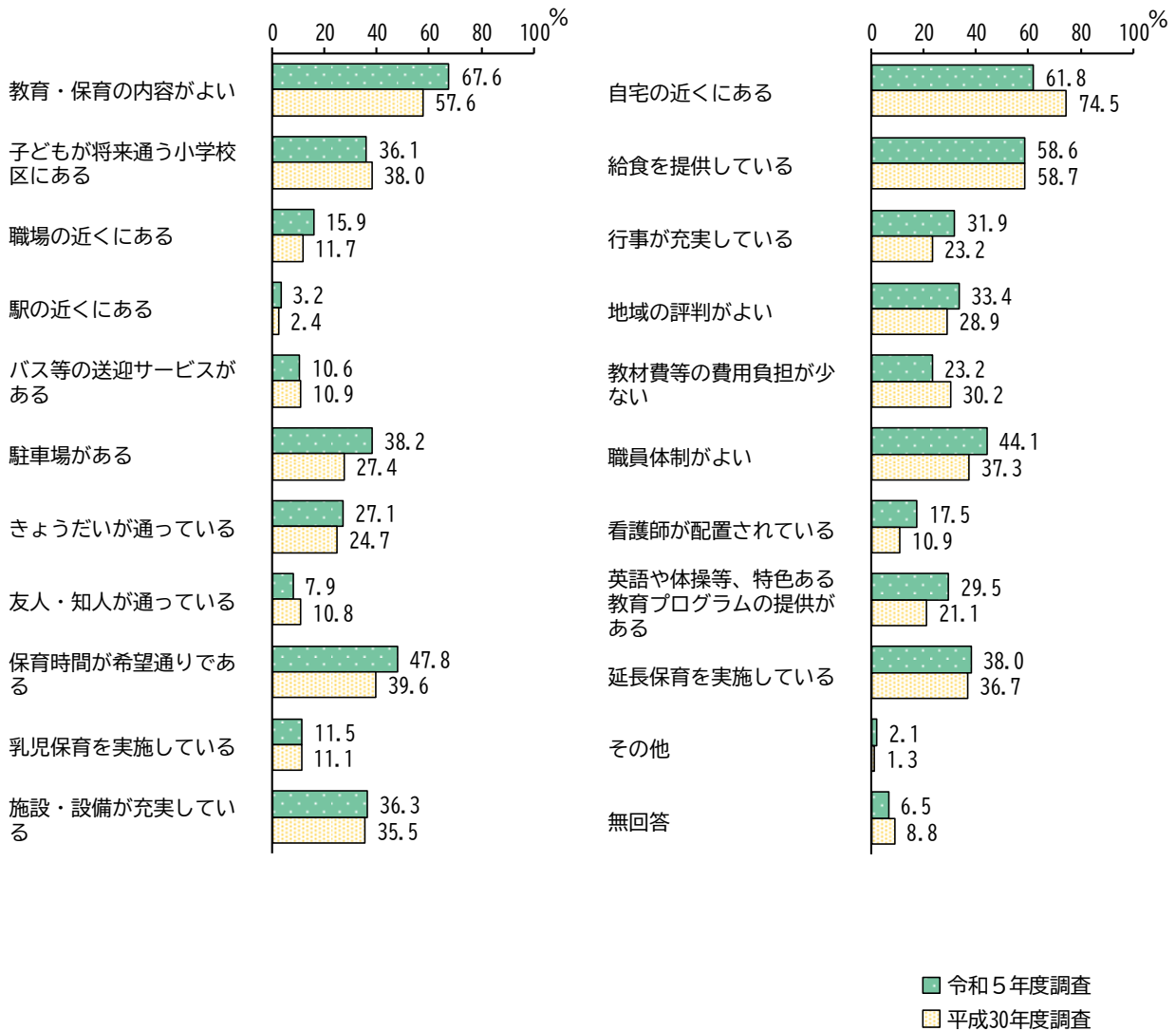


(13) 教育・保育施設の選択理由

- 「教育・保育内容」を重視して利用施設を選択する保護者の割合が最も高くなっています。

Q. 利用する教育・保育施設を選択する際に、重視する点はどのようなことですか。

【就学前児童の保護者】

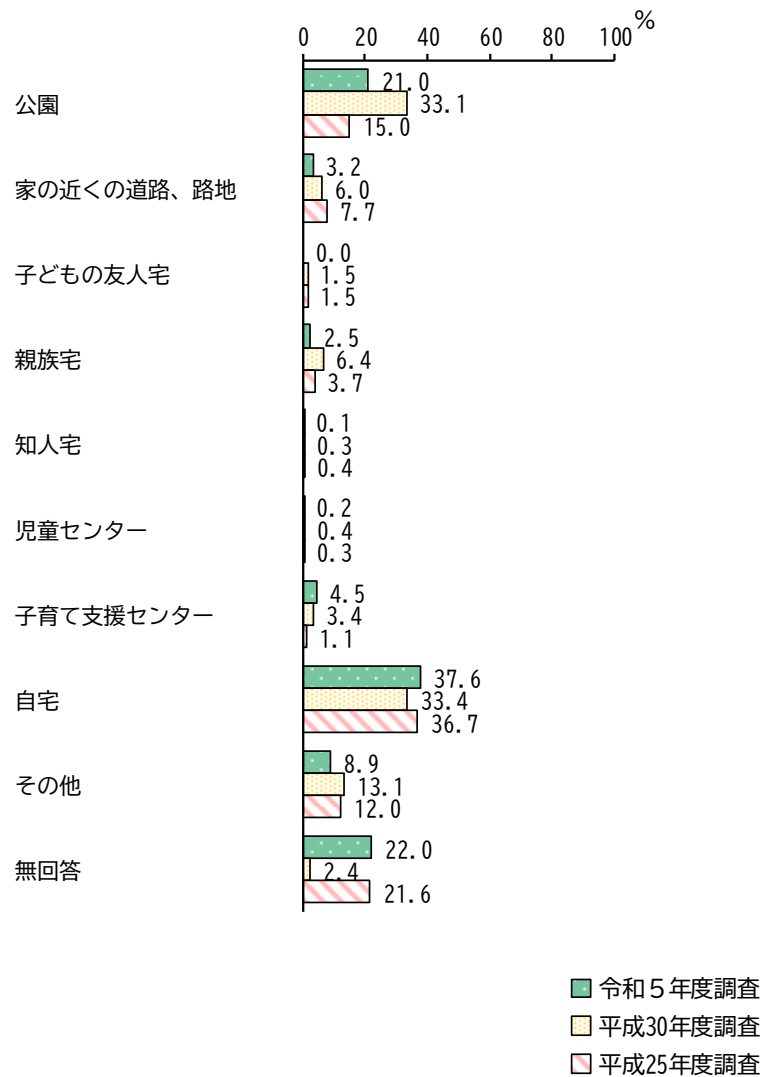


(14) こどもの遊び場の状況

- 「公園」で遊ぶこどもの割合が減少しています。

Q. 就学前のお子さんは、日中にどこで遊ぶことが多いですか。

【就学前児童の保護者】

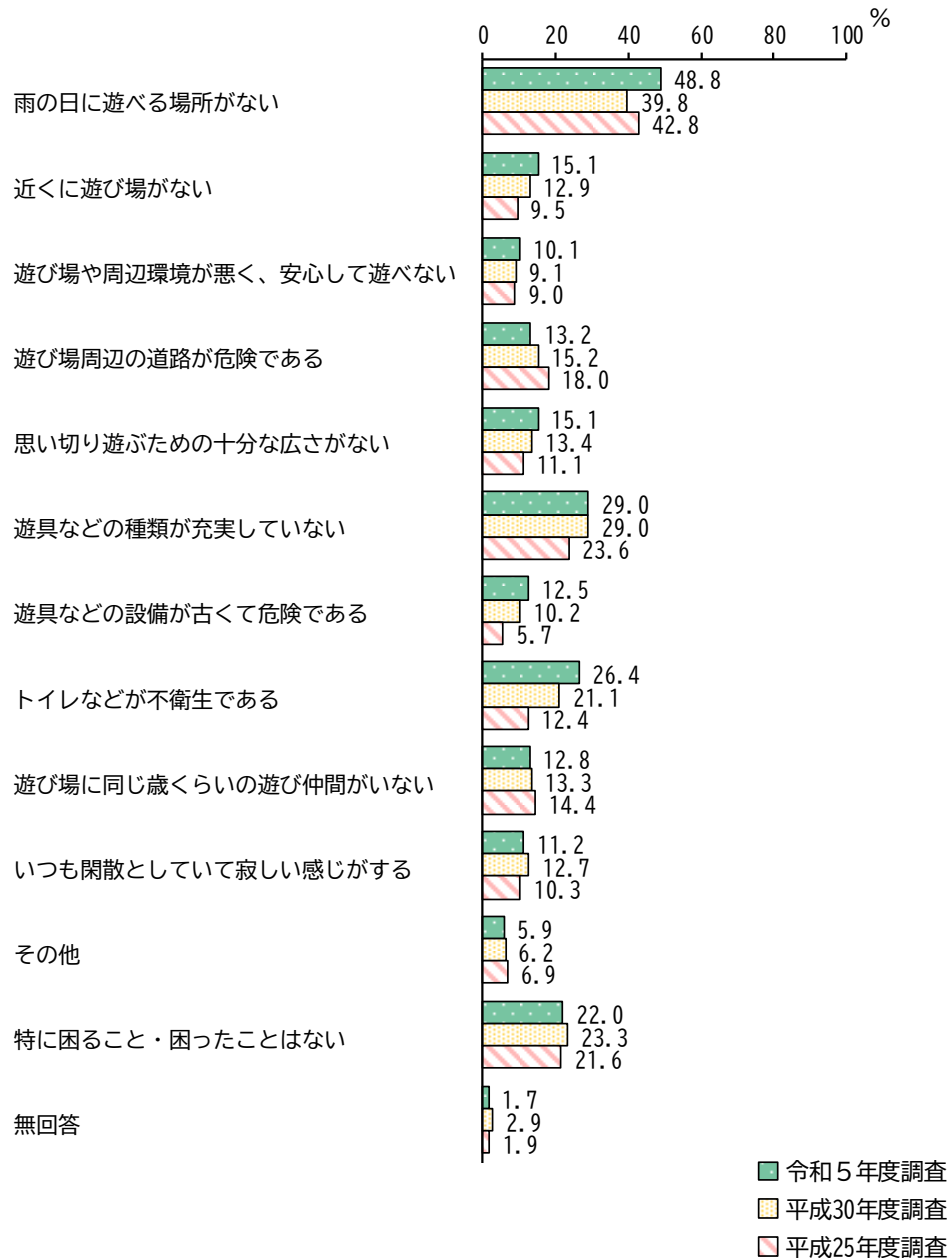


(15) 遊び場での困りごと

- 雨の日の遊び場やトイレなどの衛生面に関する困りごとが前回調査より増加しています。

Q. 遊び場で困ること・困ったことはありますか。

【就学前児童の保護者】



(16) 就学後の生活や過ごし方

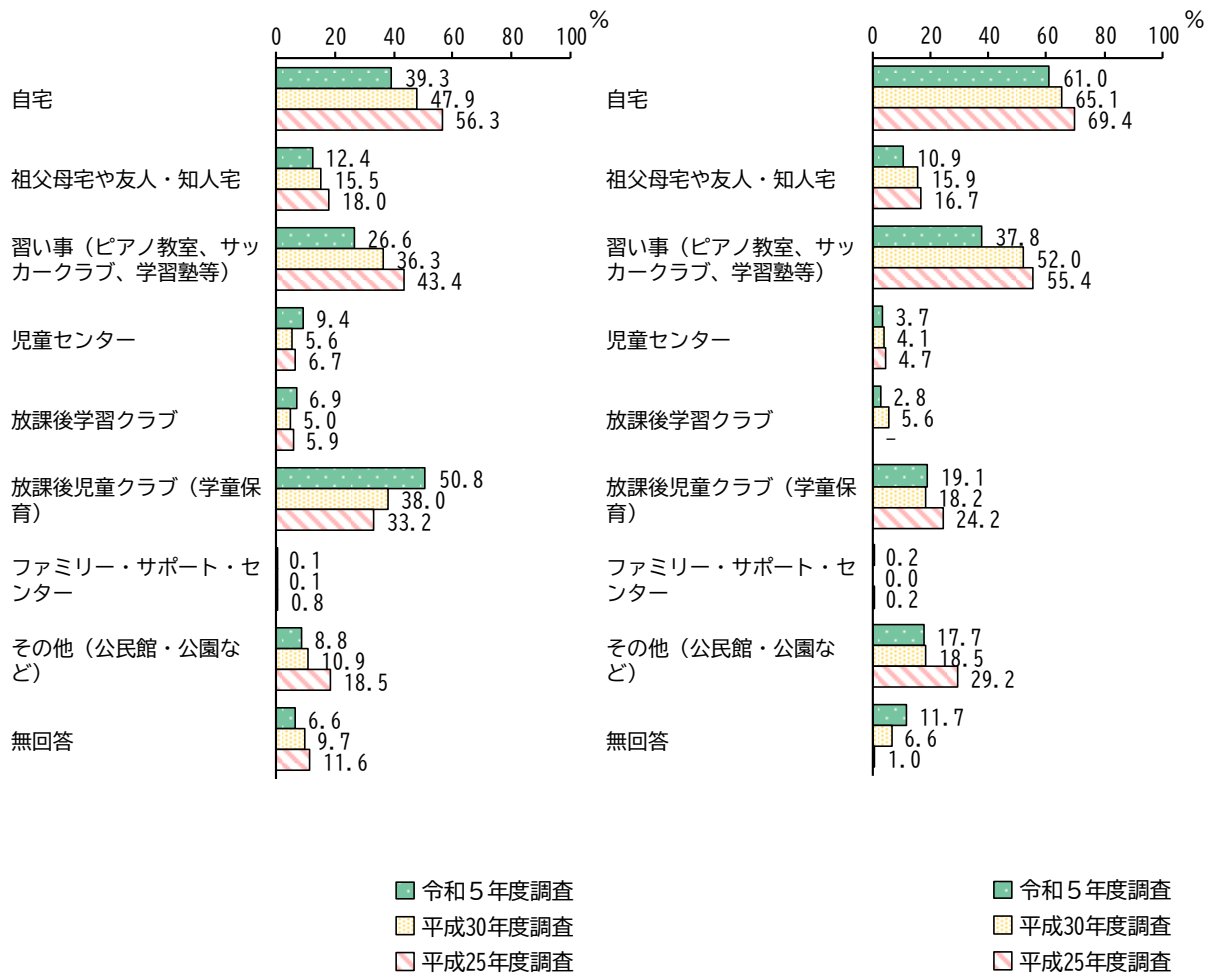
- 就学前児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」の将来的な利用希望が高まっています。

Q. お子さんが小学校にあがったあと、放課後（平日の授業終了後）をどのような場所で過ごしたいと思いますか。（グラフ左）

Q. お子さんは放課後（平日の授業終了後）をどのような場所で過ごしていますか。（グラフ右）

【就学前児童の保護者】

【小学生児童の保護者】

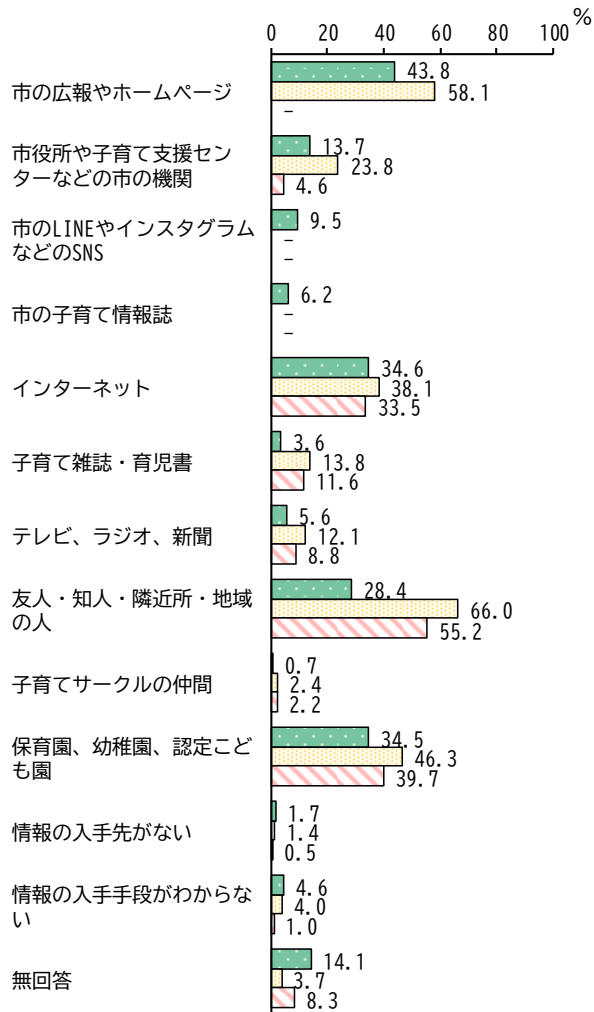


(17) 子育て情報の入手先

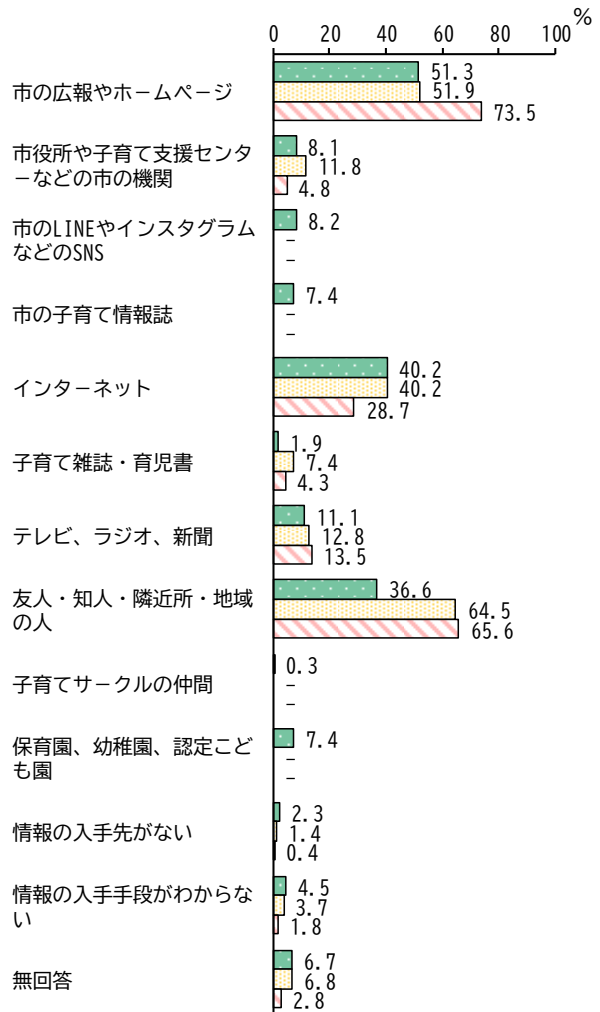
- 「友人・知人・隣近所・地域の人」から子育て情報を入手している人の割合が減少しています。

Q. 子育てに必要な施策などの情報をどのように入手されていますか。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



■ 令和5年度調査
 ■ 平成30年度調査
 ■ 平成25年度調査

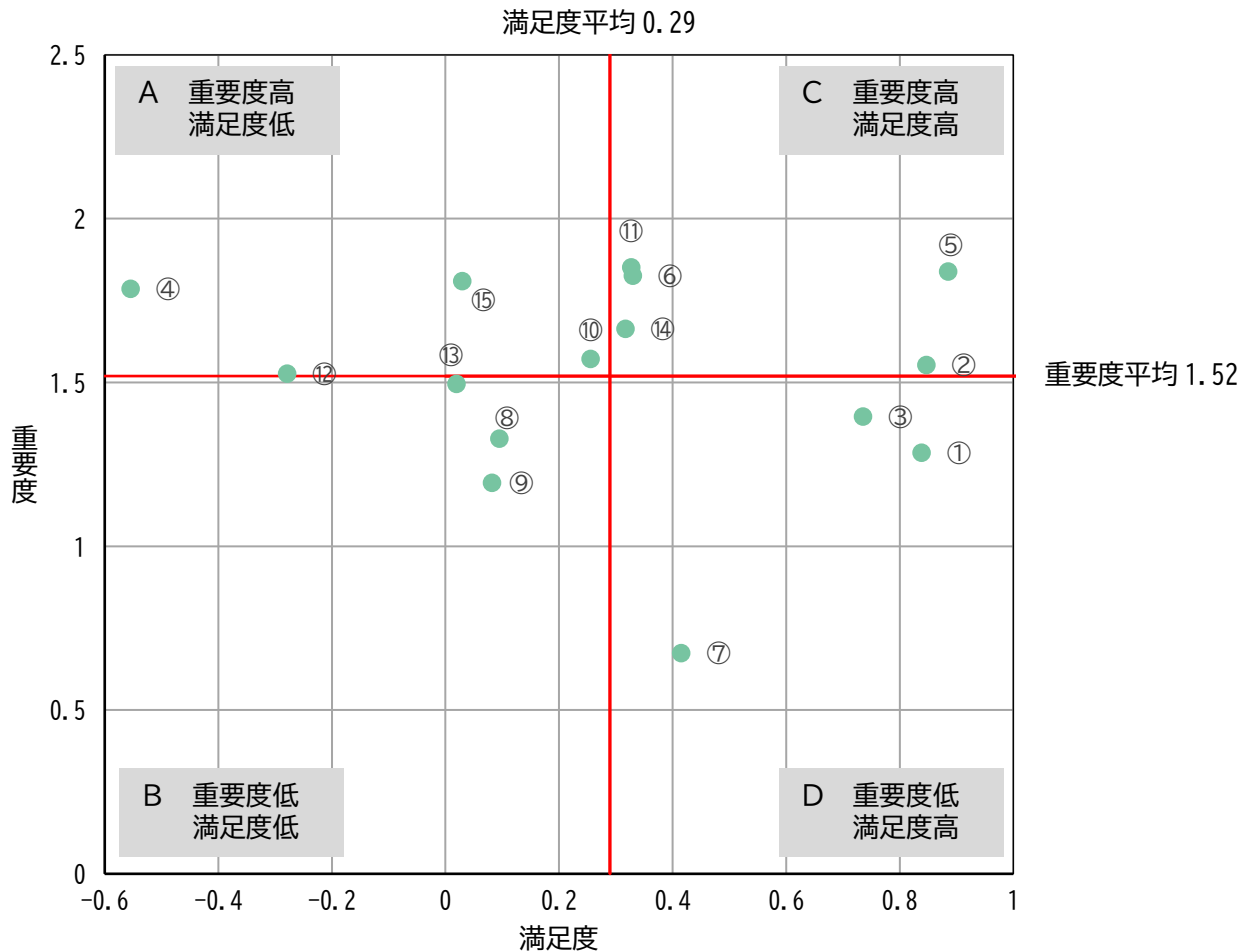
■ 令和5年度調査
 ■ 平成30年度調査
 ■ 平成25年度調査

(18) 子育て支援施策の重要度と満足度

- 就学前児童の保護者では、医療体制や教育・保育環境への対策が重要だと思う人の割合が高く、経済的負担軽減への満足度が低い状況です。

Q. 八幡市の子育て支援について、あなたにとっての「重要度」と、実施や利用状況をふまえた「満足度」をどのように感じていますか。

【就学前児童の保護者】



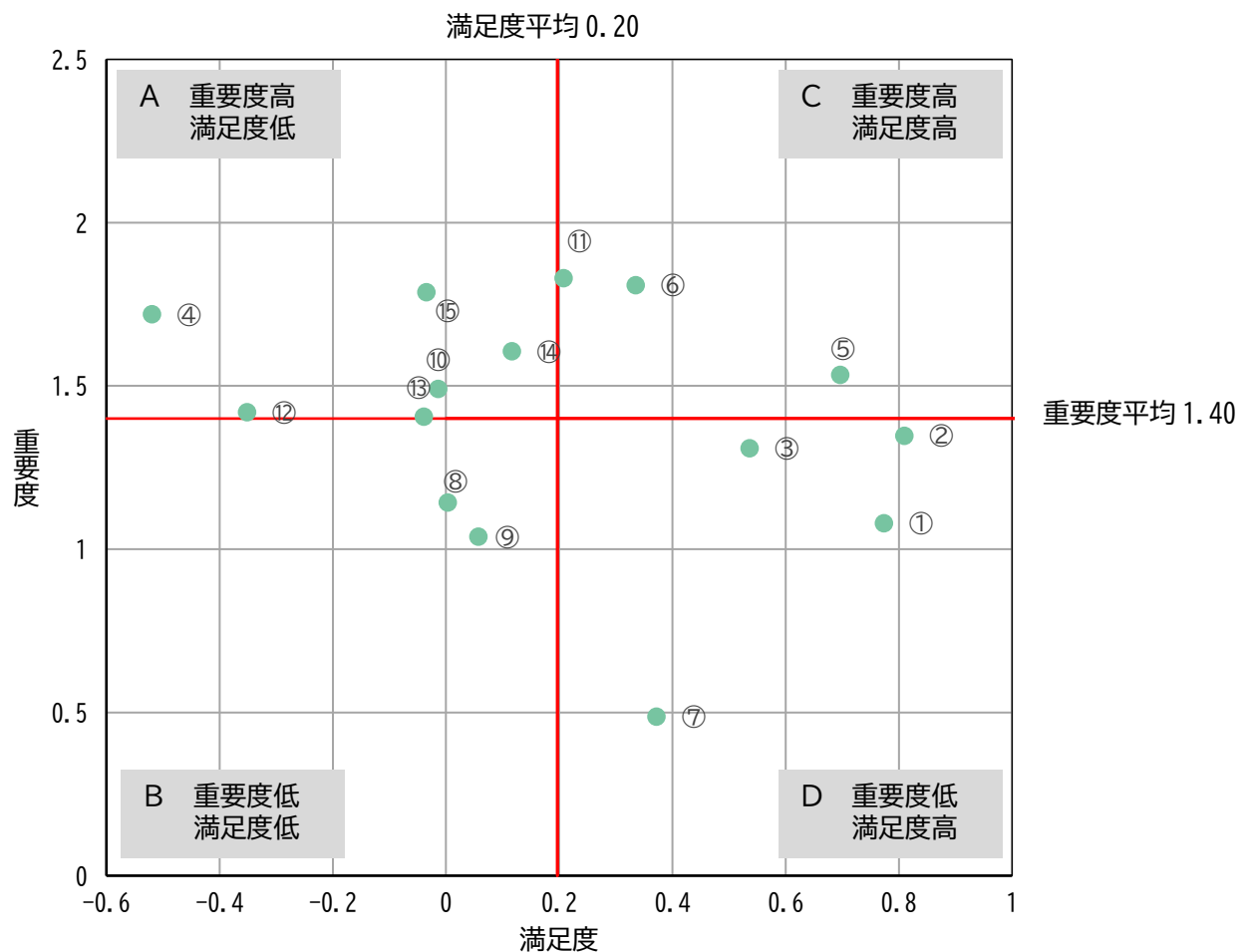
項目一覧

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊娠・出産に関する相談窓口等の体制 | ⑨こどもが参加しやすい多様な体験機会 |
| ②妊娠・出産期の母親やこどもの健診・健康教育 | ⑩こども自身が不安や悩みを相談できる体制 |
| ③子育てに関する相談窓口等の体制 | ⑪安心して受診できる医療体制 |
| ④子育てにおける経済的負担の軽減 | ⑫男女が共に子育てを行うための社会環境 |
| ⑤幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育環境 | ⑬貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援 |
| ⑥小・中学校の学校教育環境 | ⑭児童虐待を防止するための対策や啓発 |
| ⑦地域で子育てを支えるための住民参加・交流 | ⑮犯罪や事故などからこどもを守るための活動や環境 |
| ⑧地域における遊び場や親子の居場所づくり | |

- 小学生児童の保護者では、医療体制や学校環境への対策が重要だと思う人の割合が高く、経済的負担軽減への満足度が低い状況です。

Q. 八幡市の子育て支援について、あなたにとっての「重要度」と、実施や利用状況をふまえた「満足度」をどのように感じていますか。

【小学生児童の保護者】



項目一覧

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊娠・出産に関する相談窓口等の体制 | ⑨子どもが参加しやすい多様な体験機会 |
| ②妊娠・出産期の母親や子どもの健診・健康教育 | ⑩子ども自身が不安や悩みを相談できる体制 |
| ③子育てに関する相談窓口等の体制 | ⑪安心して受診できる医療体制 |
| ④子育てにおける経済的負担の軽減 | ⑫男女が共に子育てを行うための社会環境 |
| ⑤幼稚園・保育園・認定子ども園などの教育・保育環境 | ⑬貧困等の困難な状況にある子どもの学習・生活支援 |
| ⑥小・中学校の学校教育環境 | ⑭児童虐待を防止するための対策や啓発 |
| ⑦地域で子育てを支えるための住民参加・交流 | ⑮犯罪や事故などから子どもを守るための活動や環境 |
| ⑧地域における遊び場や親子の居場所づくり | |

3. 児童・生徒を対象にしたアンケート調査からみた現状

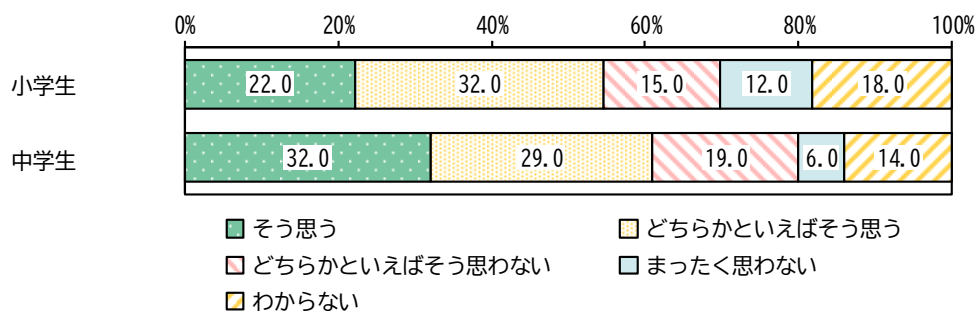
(1) アンケート調査の概要

| | |
|------|--|
| 調査目的 | こどもたちの普段感じていることや希望、意見等を聞き、こども施策を進める上での参考資料とすることを目的として実施したもの。 |
| 調査対象 | 市内の小学6年生 市内の中学3年生 |
| 調査方法 | 各校を通じて配布・インターネットで回答 (令和6年9月25日～令和6年10月4日) |
| 回収状況 | 小学6年生 配布数(526通)、有効回答数(396通)、有効回答率(75.3%) 中学3年生 配布数(573通)、有効回答数(431通)、有効回答率(75.2%) |

(2) 自己肯定感

- 「自分のことが好き」と感じているこどもが半数以上いる一方で、「そう思わない」と感じているこどもの割合は小学生で3割近く、中学生で2割半ばとなっています。

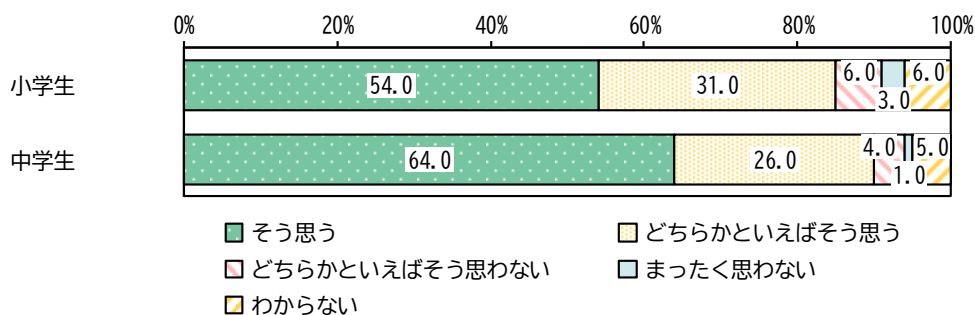
Q. あなたは、自分のことが好きですか？



(3) 放課後の居場所

- 「放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所がある」と感じているこどもの割合は、小学生で8割半ば、中学生で9割となっています。

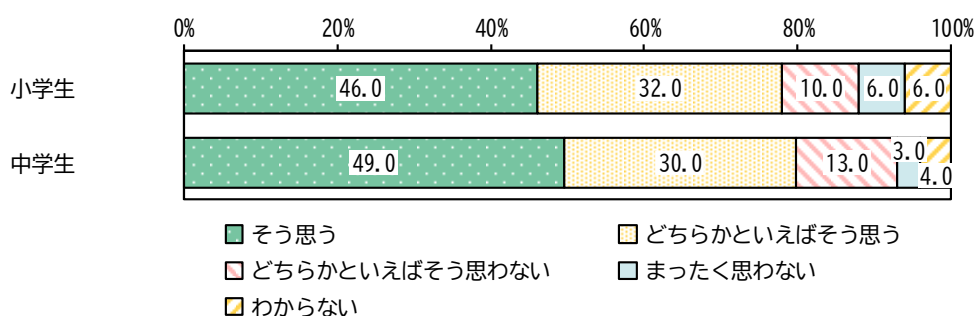
Q. あなたには、放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所がありますか？



(4) スポーツ・文化芸術への興味

- 「スポーツや文化芸術に興味がある」と感じている子どもの割合は、小学生・中学生ともに8割程度となっています。

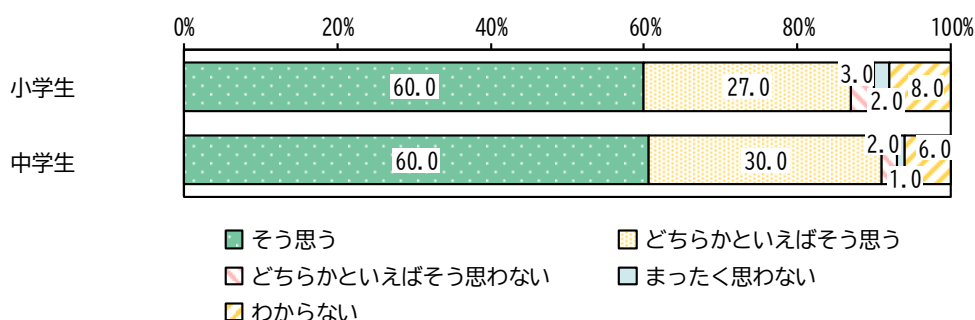
Q. あなたは、スポーツや文化芸術に興味がありますか？



(5) 助けてくれる人の存在

- 「自分の周りには助けてくれる人がいる」と感じているこどもの割合は、小学生・中学生ともに9割程度となっています。

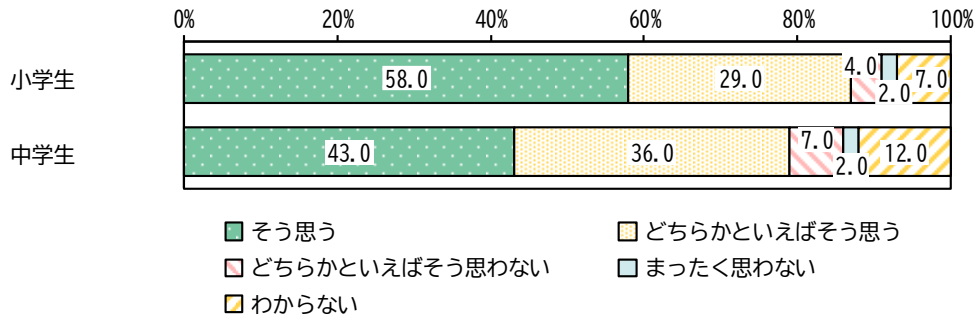
Q. あなたの周りには、あなたを助けてくれる人がいると思いますか？



(6) 八幡市への愛着

- 「今住んでいる八幡市が好き」と感じているこどもの割合は、小学生で9割近く、中学生で約8割となっています。

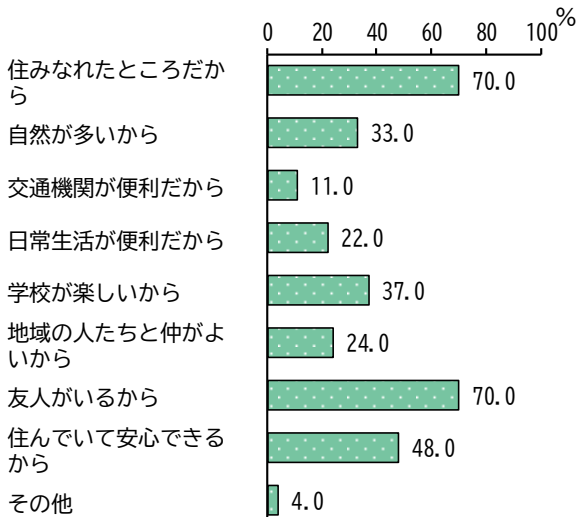
Q. あなたは、今住んでいる八幡市が好きですか？



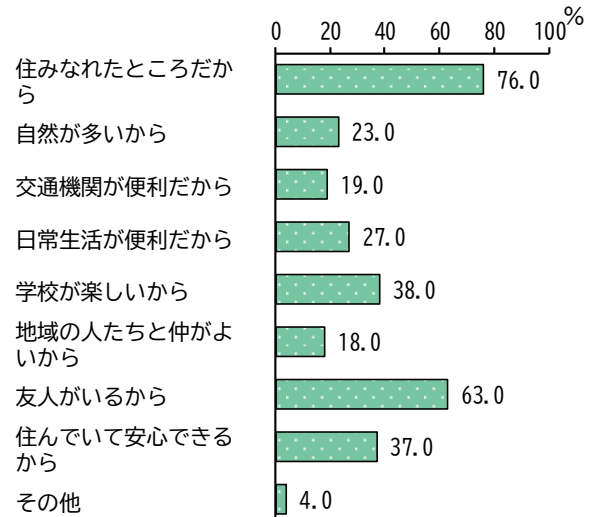
- 八幡市が好きな理由について、小学生・中学生ともに「住みなれたところだから」、「友人がいるから」の割合が高くなっています。

Q. 八幡市が好きな理由

【小学生】



【中学生】

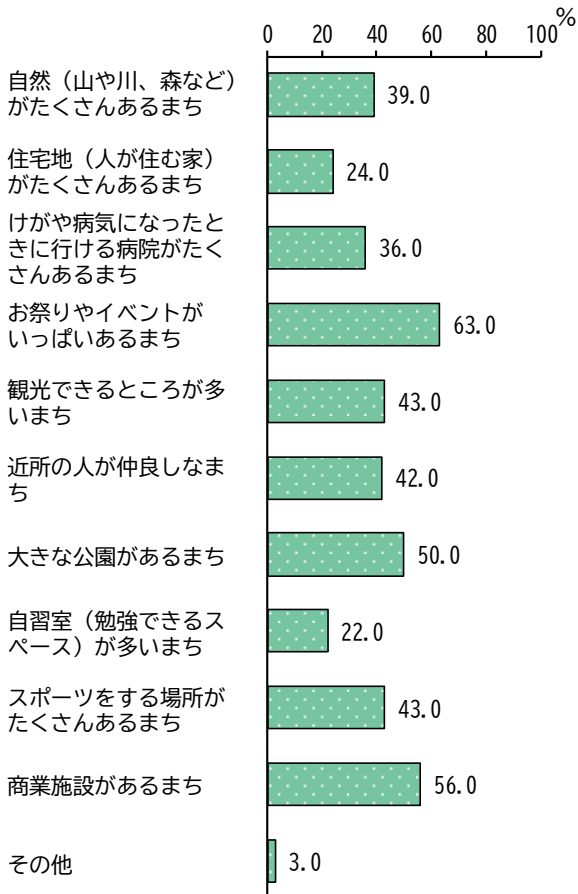


(7) まちづくりへの希望

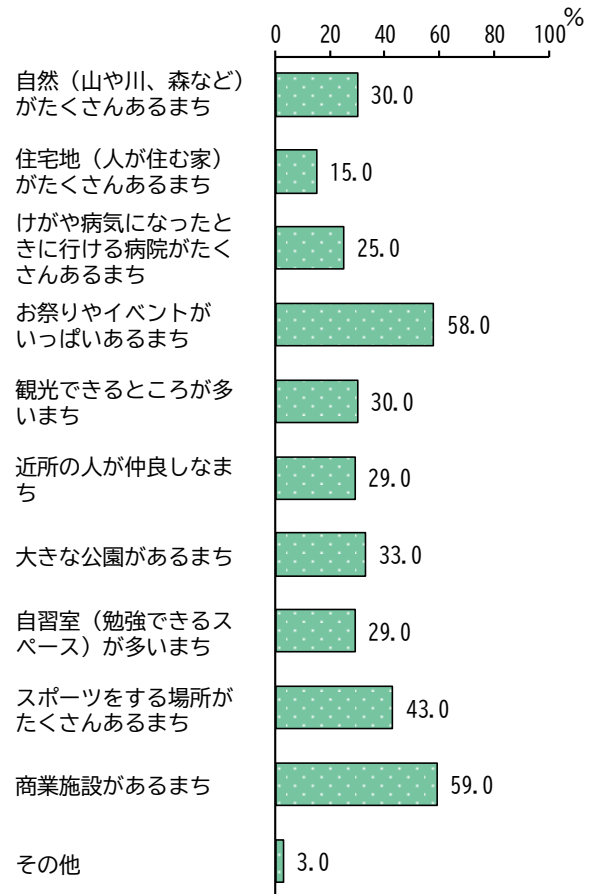
- まちづくりへの希望として「お祭りやイベントがいっぱいあるまち」と「商業施設があるまち」への関心が高くなっています。

Q. あなたは、これから八幡市がどんなまちになればうれしいですか？

【小学生】



【中学生】



4. 第2期計画の取組状況

とりまとめの視点1 幼少期からの一貫した教育・保育の推進

主な現状および成果

- ・令和6年4月に「やわたこども園」と「さくら幼稚園」を開設しました。
- ・保育園や認定こども園では、定員の弾力的運用により、待機児童ゼロを継続しています。
- ・幼小接続カリキュラムの研究・実践により、円滑な就学移行に努めています。

とりまとめの視点2 良質な教育・保育環境の整備

主な現状および成果

- ・幼保の垣根を越えた様々な研修機会や職員交流の場を通じて、教育・保育の質の向上に努めています。
- ・こどもたちが心と体を十分に働かせることができる保育環境の構成に力を入れて取り組んでいます。
- ・維持管理上必要な施設整備を実施し、安心・安全な園・学校づくりに努めています。
- ・学力向上推進に向け、学習支援員やスクールソーシャルワーカーの配置を行っています。
- ・特別な支援が必要な園児・児童生徒に対し、個の状況に応じたきめ細やかな支援に努めています。

とりまとめの視点3 こども・子育て支援事業の充実

主な現状および成果

- ・子育て支援センターや母子保健窓口等において、子育て支援に関する情報提供や相談・援助に取り組んでいます。
- ・子育て支援に関するイベントや交流会、講座を開催し、保護者同士のつながりや相談しやすい環境づくりに努めています。
- ・子育て支援に関する情報発信について、SNS等を活用しながら広く周知に努めています。
- ・妊娠中から産後にかけて各種検診相談や訪問事業等を通じたきめ細かなサポートに取り組んでいます。
- ・産前・産後ヘルパーの派遣や産後ケア事業を実施するなど母子の心身のケアに留意した取組を進めています。

とりまとめの視点4 総合的な放課後対策の推進

主な現状および成果

- ・小学校5・6年生を対象にやわた放課後学習クラブを開催し、自学自習の力と学習意欲の向上に取り組んでいます。
- ・児童の家庭学習を補完するため、「地域による寺子屋事業」を開設し、地域のつながりの中で、家庭への声かけなどにより、教育に対する意識の向上に取り組んでいます。
- ・放課後児童クラブにおいて、保護者の就労状況等の多様化に対応するため、対象年齢の拡大や開所時間の延長等、事業の充実を図っています。
- ・児童の健康増進や豊かな情操を育むため、児童センター等において放課後の遊びの場や機会を提供しています。

とりまとめの視点5 子育てしやすい環境づくりの推進

主な現状および成果

- ・保育料や給食費、医療費などの幅広い分野で子育て世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- ・男女共同の子育てを推進するため、啓発講座等を行い、社会情勢の変化に対応した取組を推進しています。
- ・ワークライフバランスの確保について啓発を進め、男性の育児参加や男女参画社会等を推進し、分け隔てなく子育てに参画しやすい社会の醸成を進めています。
- ・女性の権利を守る取組を推進し、安心して子育てできる環境づくりに努めています。

とりまとめの視点6 家庭や地域の子育て力の向上

主な現状および成果

- ・子育て支援を担う団体や子育てサークルに活動助成を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図っています。
- ・子育てに関する講座等を開催し、家庭におけるの子育て力の向上及び子育て不安の解消に取り組んでいます。
- ・親子の交流イベントなどを通じて、保護者同士がつながりをもてる環境づくりに取り組んでいます。
- ・地域と学校の連携を通じて、地域の特性を生かした体験学習等の支援に取り組んでいます。

とりまとめの視点7 こどもの安全を守る生活環境の整備

主な現状および成果

- ・防犯カメラの設置や公用車を活用した青色防犯パトロールなど、地域で見守る防犯対策の強化に取り組んでいます。
- ・交通安全意識の向上に向けて、交通安全指導員による通園通学安全指導や交通安全教室に取り組んでいます。
- ・「八幡市バリアフリー基本構想」や「公園施設長寿化計画」等に基づき、道路・公園、公共建築等の安全性確保に努めています。

とりまとめの視点8 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

主な現状および成果

- ・特別支援教育支援員を全校に配置するとともに、新たに特別支援教育ソフトを導入するなど支援充実を図っています。
- ・こどもの育ちや発達に関して公認心理師等による相談・支援を実施するなど、専門職や関係機関と連携を図ることで早期療育につなげています。
- ・要保護児童等の早期発見や適切な支援のため、八幡市要保護児童対策地域協議会での連携や家庭への訪問支援等を行っています。

とりまとめの視点9 安心して出産・子育てできる環境の整備

主な現状および成果

- ・妊産婦に対してヘルパー派遣による生活の支援や助産師によるメンタルケア等の専門的な支援を行っています。
- ・各種健診や発達クリニック、育児相談等の健康診査及び健康相談を実施しています。
- ・妊産婦とそのパートナーを対象としたマタニティスクールや必要に応じて訪問指導等を実施しています。

とりまとめの視点10 こどもの貧困対策の推進

主な現状および成果

- ・就労に向けた支援や就職に有利となる資格取得に向けた支援を実施しています。
- ・生活安定のための手当支給をはじめ、就学援助や医療給付など、各種経済的支援を実施しています。
- ・貧困の状況にある子ども及びその保護者の早期発見に努めるとともに、適切な支援につなげるための取組を進めています。

5. 主要な課題

(1) こどもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援すること

こどもは未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会から守られる対象であるだけでなく、生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、遊ぶ権利、意見を表明する権利など、乳幼児期から生まれながらに権利をもつ主体です。すべてのこどもが思想・信条、国籍、障がいの有無、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにするとともに、貧困、虐待、いじめ、不適切な指導、暴力などの権利侵害から守らなければなりません。

また、こどもが自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、こどもの最善の利益を実現する観点からも、大人はこどもの意見を年齢や発達に応じて尊重することが重要です。意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行い、困難な状況に置かれたこどもや、様々な状況にあって声を聴かれにくい若者等について十分な配慮を行う取組が求められています。

(2) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援すること

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して成長し、社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、一人一人の状況に応じて必要な支援を特定の年齢で途切れることがないように切れ目なく続けていくことが重要です。

また、保護者にとって「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの生誕前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくことが重要です。家庭、学校、園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が学校や園などの場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となってこども・若者、子育て当事者を支える取組が求められています。

(3) 配慮を要する子ども・若者やその家庭を支援すること

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべての子ども施策の基盤となります。貧困状態にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進め、貧困の解消、貧困の連鎖の防止に取り組む必要があります。

また、障がいや外国籍などといった特別な配慮を必要とする子どもも自分らしく主体的に環境と関わりながら学んでいくことができるよう、子どもの言動や表情から思いや考えなどを推察し受け止め、一人一人の発達に応じた支援を保障していくことが重要です。困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性やニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行わなければなりません。

(4) 子育てに関する希望を形成すること

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代が自らの主体的な選択により、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが必要です。

働き方の多様化が進み、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援するためにも、共働き・共育ての推進に向けて、必要な情報や支援が得られるようにすることが重要です。

また、出産や子育てに対する不安材料は、子どもの病気や発育・発達、食事や栄養、育児方法やしつけ、子育てに係る経済的負担など、その内容は多岐にわたるため、これらの不安を少しでも軽減し、希望の形成につなげていくことが重要です。

(5) 関係機関等が連携し、子ども・若者を社会全体で支えること

すべての子どもの健やかな成長を支援するためには、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが前提であり、関係機関が連携しながら子どもたちを支えていかなければなりません。また、園・学校や地域が協力し、地域全体が一体となって子どもの成長を支えていくことで、子どもたちは自分たちを守るために多くの大人が関与していると感じ、安心感が得られるようになります。

一方、少子化の背景のひとつとして、都市化や核家族化に伴う地縁関係の希薄化により、地域社会から孤立する子育て世帯の育児不安や負担感が増加傾向にあることが指摘されています。これらの世帯は、身近に相談できる相手がおらず、育児に関する知識や経験も不足している傾向が見受けられるため、地域社会全体で子育て世帯を支えていく取組が求められています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまで本市では、第2期計画で掲げた基本理念の実現に向けて、計画に定めた施策の具体的な展開に沿った取組を進めてきました。

その結果、保護者を対象に実施したニーズ調査では、子育てに楽しさを感じる人の割合が大きく増加するとともに、父親の育児参加も進み、普段から各家庭をサポートする立場の教育・保育施設に高い評価をいただくなど、一定の成果をあげることができました。

一方で、経済的な暮らし向きでは「苦しい」と感じる方が増加するなど、子育てに関する経済的・心理的な負担感が増加傾向にあり、地縁関係の希薄化や遊び場の確保などの課題も明らかとなりました。

本計画では、すべての子ども・若者が幸福で健やかに育つ社会の実現に向け、次の基本理念を掲げるとともに、これまでの計画を継承しながら子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

【 基 本 理 念 】

みんなで 育み 育ち 支えあう
こどもがまんなかにいる社会

こどもの笑顔は明日への希望です。

こどもの最善の利益を第一に考え、それぞれの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要です。

本市では、子ども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に捉え、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2. 基本目標

基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

すべてのこどもの人権が尊重され、差別的な扱いを受けない社会の実現を目指します。また、いじめや虐待、不適切な指導・保育などの権利侵害から守られる体制を強化するとともに、こどもが自らのことについて意見を形成し、それを表明できる環境整備を進めます。

施策の方向

1. こどもの権利に関する理解促進
2. こどもの権利侵害の防止
3. こどもの意見表明・参加の促進

| 成果指標 | 現状値 (令和6年) | 目標値 (令和10年) |
|---|---------------|----------------|
| 自分には、よいところがあると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 81.8% | 85.0% |
| 学校の先生は自分のよいところを認めてくれていると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 66.8% | 75.0% |
| 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 79.3% | 85.0% |

基本目標2 ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、様々な体験活動を通して自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える環境を整備します。

施策の方向

1. 教育・保育の充実
2. 放課後の居場所づくりの推進
3. スポーツ・文化芸術の振興
4. 若者の自立・社会参画支援

| 成果指標 | 現状値 (令和6年) | 目標値 (令和10年) |
|--|---------------|----------------|
| 学校へ行くのが楽しいと思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 78.7% | 85.0% |
| 放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所があると思うこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】 | 87.8% | 95.0% |
| スポーツや文化芸術に興味があるこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】 | 78.5% | 85.0% |

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援

こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいなどの配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等と連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を進めていきます。

| | |
|-------|---|
| 施策の方向 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 貧困家庭のこども・若者への支援 2. 障がい児・医療的ケア児等への支援 3. 外国にルーツをもつこども・若者への支援 4. その他困難を抱えるこども・若者への支援 |
|-------|---|

| 成果指標 | 現状値 (令和6年) | 目標値 (令和10年) |
|--|---------------|----------------|
| 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思うこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 79.2% | 85.0% |
| 将来への夢や目標を持つこどもの割合【全国学力・学習状況調査】 | 73.3% | 80.0% |
| 貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 25.5% | 50.0% |

基本目標4 子育てに関する希望の形成

多様な価値観や考え方を尊重することを大前提として、若い世代の子育てに関する希望を形成し、安心して出産・子育てができる環境を整備するとともに、その実現を阻む隘路の打破に向け、経済的負担や心理的負担への支援充実を図ります。

| | |
|-------|---|
| 施策の方向 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実 2. 子育てに関する経済的支援の充実 3. 保護者の心理的負担への支援の充実 |
|-------|---|

| 成果指標 | 現状値 (令和6年) | 目標値 (令和10年) |
|--|---------------|----------------|
| 子育てが楽しいと思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 76.5% | 80.0% |
| 妊娠・出産期の母親やこどもの検診・健康教育に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 61.7% | 70.0% |
| 市の経済的支援策に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 29.0% | 50.0% |

基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり

行政や地域、学校など、こども・若者に関わる関係機関が相互に連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに取り組むとともに、こどもたちの安心・安全を確保するための環境整備を進めます。

施策の方向

1. こどもがいきいきと暮らせるまちづくり
2. こどもの安心・安全確保に関する取組
3. 地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

| 成果指標 | 現状値 (令和6年) | 目標値 (令和10年) |
|--|---------------|----------------|
| 今住んでいる八幡市が好きだと思うこどもの割合【八幡市児童生徒アンケート】 | 82.8% | 90.0% |
| 犯罪や事故などからこどもを守るための活動や環境に満足していると思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 28.4% | 50.0% |
| 結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと思う保護者の割合【八幡市子育て支援アンケート】 | 22.9% | 50.0% |



3. 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

みんなで育み育ち支えあうこどもがまんなかにいる社会

1 こどもの権利の尊重と
自分らしい育ちの支援

- ①こどもの権利に関する理解促進
- ②こどもの権利侵害の防止
- ③こどもの意見表明・参加の促進

2 ライフステージに応じた
こども・若者が成長する
ための支援

- ①教育・保育の充実
- ②放課後の居場所づくりの推進
- ③スポーツ・文化芸術の振興
- ④若者の自立・社会参画支援

3 配慮を必要とするこども・
若者やその家庭への支援

- ①貧困家庭のこども・若者への支援
- ②障がい児・医療的ケア児等への支援
- ③外国にルーツをもつこども・若者への支援
- ④その他困難を抱えるこども・若者への支援

4 子育てに関する希望の形成

- ①安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実
- ②子育てに関する経済的支援の充実
- ③保護者の心理的負担への支援の充実

5 こどもを社会全体で支える
まちづくり

- ①こどもがいきいきと暮らせるまちづくり
- ②こどもの安心・安全確保に関する取組
- ③地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

| [成果指標] | [現状値] | [目標値] |
|--|---------|---------|
| 自分には、よいところがあると思うこどもの割合 | 81.8% | 85.0% |
| 学校の先生は自分のよいところを認めてくれていると思うこどもの割合 | 66.8% | 75.0% |
| 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合 | 79.3% | 85.0% |
| 学校へ行くのが楽しいと思うこどもの割合 | 78.7% | 85.0% |
| 放課後に穏やかな気持ちで過ごせる場所があると思うこどもの割合 | 87.8% | 95.0% |
| スポーツや文化芸術に興味があるこどもの割合 | 78.5% | 85.0% |
| 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思うこどもの割合 | 79.2% | 85.0% |
| 将来への夢や目標を持つこどもの割合 | 73.3% | 80.0% |
| 貧困等の困難な状況にあるこどもの学習・生活支援に満足していると思う保護者の割合 | 25.5% | 50.0% |
| 子育てが楽しいと思う保護者の割合 | 76.5% | 80.0% |
| 妊娠・出産期の母親やこどもの検診・健康教育に満足していると思う保護者の割合 | 61.7% | 70.0% |
| 市の経済的支援策に満足していると思う保護者の割合 | 29.0% | 50.0% |
| 今住んでいる八幡市が好きだと思うこどもの割合 | 82.8% | 90.0% |
| 犯罪や事故などから子どもを守るための活動や環境に満足していると思う保護者の割合 | 28.4% | 50.0% |
| 結婚・妊娠・子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると 思う保護者の割合 | 22.9% | 50.0% |

第4章

施策の展開

基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

(1) こどもの権利に関する理解促進

こどもの権利に関する理解促進は、こどもが自身の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識するために重要な取組です。

こどもの権利の普及啓発や情報発信を通じて、その権利を正しく理解することは、他者の権利を尊重する姿勢を育むことにもつながります。

また、こどもに関わる大人たちも、こどもの権利について深く学び、家庭や教育現場でその権利が守られる環境づくりに努めるとともに、人権教育・啓発など進め、社会全体でこどもの権利に関する意識を高める取組を推進します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|------------------|--|----------------------------|
| 1 | こどもの権利の普及啓発・情報発信 | 八幡市子ども条例に関するリーフレット等を関係各所に配布するなど、こどもの権利の普及啓発・情報発信に努めます。 | 子育て支援課 |
| 2 | こどもの権利を学ぶ機会の確保 | 保育士や教職員等に対してこどもの権利に関する研修を実施するとともに、児童虐待防止啓発に係る市民向けの講演会を開催します。 | 子育て支援課 学校教育課 家庭児童相談室 |
| 3 | 人権教育・啓発の推進 | 市民が主体となって取り組む人権教育推進協議会の活動を支援するとともに、人権教育学習講座やポスター展などの啓発活動に取り組みます。 | こども未来課 人権政策課 |

(2) こどもの権利侵害の防止

こどもの権利侵害の防止は、こどもの健全な成長と幸福を守るために重要な取組であり、児童虐待やいじめ、体罰や不適切な教育・保育などから子どもたちを守り、誰もが安心して暮らせる環境整備を一層前に進めていく必要があります。

行政や学校・園、地域等の子どもに関わる大人がそれぞれの立場を越えて連携し、すべてのこどもの権利が尊重される社会の実現を促進します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-----------------|---|-----------------|
| 1 | 児童虐待防止対策の推進 | 相談支援や虐待防止の啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係者で適切に情報共有しながら児童虐待の防止に取り組みます。 | 家庭児童相談室 |
| 2 | いじめ防止対策の推進 | いじめ防止対策委員会を設置し、小中学校におけるいじめ等の問題行動の未然防止や早期発見に努め、必要な対処等について調査・審議を行います。 | 学校教育課 |
| 3 | 体罰や不適切な指導・保育の防止 | 不適切な指導・保育の防止に向けて、教育・保育現場における共通理解の深化と協働体制の構築に取り組みます。 | 子育て支援課 学校教育課 |



(3) こどもの意見表明・参加の促進

こどもの意見表明や参加の促進は、こどもが自分の考えや感情を表現し、意思決定に参加する権利を尊重するために重要な取組です。

こどもたちが意見表明できる機会を確保して自己肯定感や社会的責任感を育むとともに、アンケートを通じて学校生活の状況を把握し、適切な教育指導を行いながら、より良い学校づくりを進めていきます。

また、こどもたちが社会の一員としての役割を認識するためのきっかけとなる地域活動等についても参加を促進します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-------------------------|---|---------------------|
| 1 | 子ども会議の運営 | 小・中・高校の代表の児童生徒が「自分たちのまち」をより良くしていくためにどうしたらいいのかを考え、自ら調査し、それをまとめて市長に提言する取組を支援します。 | 学校教育課 |
| 2 | こどもが意見表明する機会の確保 | 小・中・高校の代表の児童生徒が学校や家庭などの日常生活の中で感じていることを自分の言葉としてまとめ、それを同世代の前で発表する「青少年の主張大会」の開催を支援します。 | こども未来課 |
| 3 | アンケートによる状況把握と適切な教育指導の推進 | 各小中学校において「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」を実施し、児童生徒の状況把握に努め、適切な指導・支援につなげます。 | 学校教育課 |
| 4 | 地域活動等への活動促進 | こども・若者が社会に参画するためのきっかけとなる子ども会活動や子どもまつり等の地域活動への支援に取り組みます。 | こども未来課 南ヶ丘児童センター |

基本目標２ ライフステージに応じたこども・若者が成長するための支援

(1) 教育・保育の充実

こどもの主体性や社会性、豊かな人間性を育むためには、様々な体験活動や遊びを通して、人と関わる力を育てていくことが重要です。

本市では、個別最適な学びと協働的な学びや遊びを充実させ、保育や授業を通して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力、学びに向かう力などの資質能力の育成に努めています。また、今後、幼小接続の更なる充実を図りつつ、一人一人の発達段階を踏まえた教育・保育を展開し、次代を担うこどもたちの「生きる力」を育成します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|--------------------------|--|-----------------|
| 1 | 就学前教育・保育の充実 | 待機児童ゼロを堅持しつつ、幼保の垣根を越えた教育・保育の一体的な提供に取り組むとともに、「八幡市立就学前施設再編の基本方針」に基づく施設の再編を進めながら、こどもの主体性を育むための豊かで応答的な環境整備に取り組めます。 | 子育て支援課 |
| 2 | 学校教育の充実 | ICT教育をはじめとした学びの環境の整備・充実に取り組むとともに、地域等との連携強化を図りながら、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を行います。 | 学校教育課 |
| 3 | 幼小接続の推進 | 就学前後のつながりを関係機関で相互に理解し合い、幼小間の接続カリキュラム等を活用しながら教育・保育の連続性と一貫性を確保します。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 4 | 保育士・教職員等のスキルアップに向けた支援の充実 | 保育士や教職員の研修を計画的に進めるとともに、職員同士の交流機会を積極的に設け、それぞれで培った知識や経験を共有できる体制づくりを進めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |

(2) 放課後の居場所づくりの推進

放課後の居場所づくりは、こどもたちの健全な育成と安全確保に向けた重要な取組です。

本市では、放課後児童クラブや児童センター等で安心して過ごせる場所を提供し、友達との交流や遊びを通して、こどもたちの豊かな人間性や社会性を育てていきます。

また、様々な放課後学習事業や図書の充実に取り組みつつ、こどもたちが自ら学びに向かう力を育成し、より豊かな成長を促進します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|----------------|--|---------------------|
| 1 | 放課後児童クラブの管理運営 | 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。 | こども未来課 |
| 2 | 児童センター等の管理運営 | 児童の健康増進や情操教育を目的として、市内の児童センター等において、放課後の遊び場や交流機会の提供に取り組むとともに、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。 | こども未来課 南ヶ丘児童センター |
| 3 | 放課後学習事業の総合的な推進 | こどもが主体的に学ぶ力を育むため、地域や民間事業者等と連携しながら放課後学習に係る事業の総合的な推進を図ります。 | 学校教育課 南ヶ丘教育集会所 |
| 4 | 図書の充実 | こどもが主体的に読書活動を行い、自らの意思で多くの情報に接することができるよう、そのための環境整備を進めます。 | 学校教育課 市民図書館 |

(3) スポーツ・文化芸術の振興

スポーツや文化芸術の振興は、こどもたちの健康なライフスタイルの基礎や学び続ける姿勢を根付かせるために重要な取組です。

スポーツを通して健全な体力を育み、生涯学習や文化芸術活動への支援に取り組みながら豊かな感性を育てていきます。

また、こどもが歴史や伝統を学び、文化への理解と尊重を深める機会を確保しながら、これらの施策を総合的に展開し、多様な学びや体験を通して成長できる環境づくりに取り組みます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-----------|---|-------------------------|
| 1 | 生涯学習の推進 | 多様化する学習要求に対応した趣味の講座や地域資源を活かした講座等を実施するなど、様々な行政分野も取り入れた生涯学習の充実に努めます。 | 生涯学習センター |
| 2 | スポーツの振興 | 市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成に取り組みます。 | 生涯学習課 健康推進課 |
| 3 | 文化芸術活動の振興 | こどもたちが歴史や文化芸術に触れる機会を創出するための事業を展開するとともに、地域の祭礼や伝統行事を含め、市民が主体的に行う様々な文化芸術活動の振興を促進します。 | 学校教育課 生涯学習課 商工観光課 |
| 4 | 文化財の保護と活用 | 将来にわたって本市の文化財を守り伝えるため、ふるさと学習館への来館促進を図るとともに、地域や学校等を通じて歴史文化の啓発に努めます。 | 文化財課 |

(4) 若者の自立・社会参画支援

若者の自立・社会参画に関する施策は、次世代が社会で活躍し、持続可能な地域社会を築くために重要な取組です。

安定した生活を築くための基盤を提供し、雇用機会を拡大することで、地域経済の活性化につなげるとともに、若者の地域活動を積極的に支援し、安心して社会参画できる環境づくりに取り組みながら、住民同士で支え合う社会を形成します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-------------|---|----------------|
| 1 | 就業支援の推進 | 関係機関と連携し、就労相談及び地元雇用促進を継続的に実施します。また、市内事業者が実施する従業員の奨学金返済支援に対する助成を行い、人材確保や雇用環境の向上を図ります。 | 生活支援課 商工観光課 |
| 2 | 創業支援の推進 | 創業者、第二創業者をサポートするため、創業に係る経営・財務・人材育成・販路開拓について、関係機関と連携し、継続的に支援するとともに、創業者の掘り起こしや支援の充実について検討します。 | 商工観光課 |
| 3 | 商工業の振興 | 商工会等と連携し、市内イベントや中小企業者等への経営支援を行い、地元商工業の活性化を図ることで、活力ある地域経済・地域社会の実現を目指します。 | 商工観光課 |
| 4 | 地域福祉推進体制の充実 | 社会福祉協議会と連携し、地域単位で構築した絆ネットワークを基盤に地域福祉における連携と担い手づくりを進めるための「談話」プロジェクトを推進します。 | 福祉総務課 |

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者やその家庭への支援

(1) 貧困家庭のこども・若者への支援

経済的に困窮している家庭への支援は、すべてのこどもが平等な機会を持ち、将来に希望を持てるようにするために重要な取組です。

経済的な理由で教育や基本的な生活に困難を抱えるこどもや若者に対し、学びや成長に必要な環境を整えるとともに、貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者が自立して活躍できる社会を目指します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 貧困対策を推進するための体制の構築 | 行政、学校、関係機関・団体等が連携して地域におけるネットワークを構築し、各種相談や取組を通じて、貧困状態にあるこども・若者とその保護者の早期発見に努め、適切な対応を行うための方策を検討します。 | 家庭児童相談室 福祉総務課 |
| 2 | 子どもの可能性を最大限伸ばすための教育支援 | 家庭の経済状況等によってこどもの学力が低下することがないように、多様な学習機会と支援の充実に努めます。 | 学校教育課 南ヶ丘教育集会所 |
| 3 | ひとり親家庭に対する支援の充実 | ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、就業に有利な資格取得の支援や医療費助成などに取り組むとともに、母子福祉活動を行う団体の活動支援を行います。 | 子育て支援課 家庭支援課 |
| 4 | 自立した生活を実現するための就労支援 | 経済的に困窮している世帯が就労と子育てを両立させ、自らの力で健全な生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を実施します。 | 生活支援課 |
| 5 | 経済的負担の軽減 | 経済的困窮により教育機会や適切な医療が受けられないことがないように、生活安定のための手当支給、就学援助、医療給付など、様々な経済的支援に取り組みます。 | 子育て支援課 学校教育課 家庭支援課 生活支援課 |

(2) 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいをもつ子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、その個別のニーズに応じて支援を展開し、社会での自立と成長を促すことができる環境づくりを進めることが重要です。

すべての子どもが平等に尊重され、適切な支援を通じて安心して生活できる環境を整備するとともに、家族の負担も軽減しながら社会全体で子どもを支える体制の強化を進めます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|----------------------|--|------------------------------------|
| 1 | 障がい児保育の推進 | 就学前施設において、特別な支援が必要な子どもの健全な発達促進を図るため、保育士等の体制を強化するとともに、専門家による巡回相談支援等を実施します。 | 子育て支援課 |
| 2 | 特別支援教育の推進 | 小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習支援を行う「特別支援教育支援員」を配置し、特別支援教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 3 | 障がい児（者）の自立・参加支援体制の充実 | 障がい児（者）の社会参加に向け、創造活動や文化・スポーツ活動の推進を図るとともに、関係機関と連携し、障がいに応じた就労の場の検討や就労機会拡充に向けたネットワークの構築に取り組みます。 | こども未来課 障がい福祉課 |
| 4 | 発達支援事業の推進 | 各種検診や訪問事業等を通じて発達障がい等の早期発見・対応に努め、保護者支援や関係機関との連携に取り組みながら、子どもの健全な発達を支援します。 | 子育て支援課 学校教育課 家庭支援課 障がい福祉課 |
| 5 | 医療的ケア児への支援 | 就学前施設での看護師配置を推進するとともに、各小学校にも必要に応じて看護師を派遣するなど、医療的ケア児が安心して教育・保育を受けることができる環境を整備します。 | 子育て支援課 学校教育課 |

(3) 外国にルーツをもつ子ども・若者への支援

外国にルーツをもつ子ども・若者への支援は、文化や言語の違いによる不利を解消し、平等な教育と社会参加の機会を提供するために重要な取組です。

子どもたちが自信を持って学びながら成長できるよう、日本の社会に適応しやすい環境づくりを進めます。

また、多文化共生社会の実現に向けて、地域社会の多様性を尊重する風土を育む取組を進めるなど、外国にルーツをもつ子ども・若者が安心して生活し、将来に希望を持てる環境づくりに取り組みます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|---------------|--|------------------------------|
| 1 | 日本語指導・学習支援の充実 | 外国籍の児童生徒に対する日本語指導を行う支援員の派遣や、保護者対応のための母語通訳者の派遣等に取り組みます。 | 学校教育課 市民協働推進課 生涯学習センター |
| 2 | 多文化共生に向けた啓発 | 多文化共生への理解・認識の浸透を図るため、「くらしのそうだん事例集」などを活用し、情報提供の充実を図ります。 | 市民協働推進課 |
| 3 | 外国人住民との交流の推進 | 地域における相互理解を深めるため、地域住民と外国人住民との交流イベントを促進します。 | 市民協働推進課 |



(4) その他困難を抱えるこども・若者への支援

近年、こども・若者を取り巻く環境は、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなどといった課題が複雑化しています。これらの課題は、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼし、社会的孤立や将来的な自立の困難を招く恐れがあります。

適切な支援や介入を行うことで、こども・若者が抱える問題を早期に解決し、自分らしい人生を築きながら安心して暮らせる環境を整備します。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|--------------|---|----------|
| 1 | 不登校対策の推進 | 教育相談活動や家庭訪問等を通じて児童生徒が抱える背景や状況把握に努めるとともに、園・学校などの関係機関と連携しながら心理面や教育面での支援を進めます。 | 教育支援センター |
| 2 | ひきこもり対策の推進 | ひきこもりで苦しんでいる本人や家族に対して解決の糸口を見つけるため、専門支援員による相談受付や個別の家庭訪問等を通じた支援に取り組みます。 | 生活支援課 |
| 3 | ヤングケアラー支援の推進 | ヤングケアラーの社会的認知度向上及び気付きの体制を構築するため、関係機関における研修機会を確保するなど連携強化に努めます。 | 家庭児童相談室 |
| 4 | 自殺対策計画の推進 | 自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の構築に向け、自殺対策計画に基づく施策を推進します。 | 健康推進課 |
| 5 | 家庭児童相談室運営 | 家庭相談員による相談支援を随時行うほか、要保護児童の訪問支援や一時的に養育困難になったこどもの保護、児童虐待に係る啓発等を行います。 | 家庭児童相談室 |

基本目標4 子育てに関する希望の形成

(1) 安心して出産・子育てできる環境と医療体制の充実

個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代が自らの主体的な選択により、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが重要です。

誰もが安心して子育てできる環境の整備に向けて、妊娠から出産、産後の子育てなど、あらゆるステージにおいて、親子に寄り添った支援体制の充実を図ります。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|----------------|--|-----------------|
| 1 | 相談支援体制の充実 | 乳幼児とその保護者を対象にした訪問事業を通じて母子の健康状態を含む各家庭の状況把握に努めるとともに、多様化・複雑化する課題に対応するための相談支援機能の強化を進めます。 | 子育て支援課 家庭支援課 |
| 2 | 産前・産後ケアの推進 | 産前・産後において家事や育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、生活面等の支援を行うとともに、授乳指導やメンタルケア等の専門的な支援を行う取組を進めます。 | 家庭支援課 |
| 3 | 検診・保健指導の推進 | 乳児期から就学前のこどもに対して内科検診や発達観察等を行うとともに、妊産婦を対象に健康診査及び必要に応じた保健指導等に関する取組を進めます。 | 家庭支援課 |
| 4 | 小児医療の支援 | 休日における1次医療体制の整備を図るため、内科・小児科の休日応急診療を実施するとともに、2次救急医療体制の整備について近隣自治体と連携を図ります。 | 健康推進課 |
| 5 | プレコンセプションケアの推進 | 若い世代が早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得て健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につなげるための取組を進めます。 | 家庭支援課 健康推進課 |

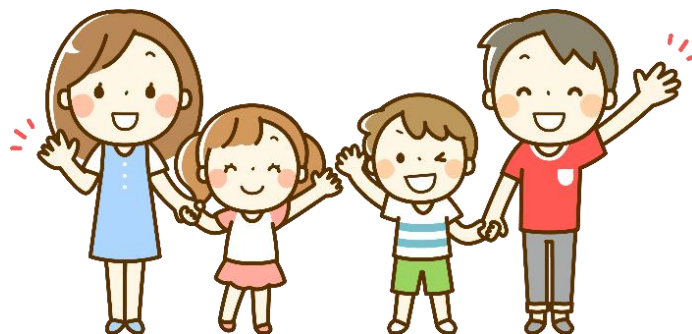
(2) 子育てに関する経済的支援の充実

経済的支援の充実は、子育てに関する希望を形成する上で重点的に取り組むべき課題のひとつです。経済的な負担や不安を軽減し、出産や子育てに関する希望を叶えることは、少子化対策としても大変重要であり、まち全体に活気をもたらすことにもつながります。

安心して子どもを産み・育てることができる社会の実現に向けて、様々な分野で子育てに関する経済的支援の充実に取り組みます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|----------------|--|---------------------------|
| 1 | 経済的支援の更なる推進 | 様々な分野で子育て世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組むとともに、すべての子育て世帯が平等に支援を受けられるよう、所得制限を設けない支援策についても検討を進めます。 | 子育て支援課 学校教育課 家庭支援課 |
| 2 | 多子世帯への経済的支援の充実 | 多子世帯にかかる経済的負担の軽減に取り組みながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。 | こども未来課 子育て支援課 家庭支援課 |
| 3 | こどもの医療費の軽減 | こどもの健全な育成と家庭の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費負担の軽減に向けた取組を進めます。 | 家庭支援課 |



(3) 保護者の心理的負担への支援の充実

子育てをする保護者は、妊娠・出産を機にそれまでのライフスタイルが一変し、特に女性は産後うつをはじめとする精神的な不調を起こしやすいといわれています。

保護者の心理的な負担は、こどもの発達にも大きく影響するものであるため、育児不安に対応するための相談機能や多様な保育サービスを展開するなど、早期からサポートできる体制整備に取り組めます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|----------------|--|-----------------|
| 1 | 育児相談機能の充実 | 子育てに関する不安や悩みに対応するため、各種専門職（保育士・保健師・栄養士等）による包括的な相談支援の体制強化に取り組めます。 | 子育て支援課 家庭支援課 |
| 2 | 多様な保育サービスの充実 | 長時間の保育や一時的な預かりなど、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実に取り組めます。 | 子育て支援課 |
| 3 | 子育て講座・講習会の充実 | 子育て支援センターを中心に子育てに役立つ講座や講習会等を開催し、家庭における子育て力の向上を図ります。 | 子育て支援課 家庭支援課 |
| 4 | 保護者間の交流促進 | 保護者同士がつながることができる交流イベントを開催するとともに、子育てサークルといった市民の自主的な活動に対する支援に取り組めます。 | 子育て支援課 |
| 5 | 子育てに関する情報発信の充実 | 子育てに関する支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、更なる情報発信の充実に取り組めます。 | 子育て支援課 |

基本目標5 こどもを社会全体で支えるまちづくり

(1) こどもがいきいきと暮らせるまちづくり

こどもたちが育つのは日々の暮らしの中です。多くの時間を過ごす地域の中にこどもたち自身が楽しいと思える場所や多様な機会、親世代も含めたコミュニティなど安心感を得られる環境の存在があることは、まちへの愛着の醸成へとつながります。

多様な体験活動を取り入れながら、こどもたちが地域の中で家族以外の人と関わりながら育つばかりでなく、まわりの大人もコミュニティも一緒に育ち、大人になってもそのまま暮らしたい、または帰ってきたいと思えるようなまちづくりを進めます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|-----------------|---|---------------------------------------|
| 1 | 多様な体験活動の充実 | こどもの成長過程に応じた様々な体験活動を取り入れ、地域とも連携しながらこどもたちの意欲や向上心を育むための取組を進めます。 | こども未来課 学校教育課 危機管理課 管理・交通課 |
| 2 | 公園整備の推進 | こどもの遊び場や地域交流の拠点となる都市公園等に関し、指定管理及び自治会等への委託により適切に管理運営を行うとともに、公園施設等の計画的な維持補修に取り組みます。 | 道路河川課 |
| 3 | 好奇心・探求心を抱く機会の創出 | こどもがわくわくドキドキできる心の状態を作り出す場を創出することにより、好奇心・探求心に溢れたこどもの育成を推進します。 | 学校教育課 文化財課 環境政策課 農業振興課 |
| 4 | 様々なイベントや祭りへの支援 | こどもと大人が一緒になって楽しむことが様々なイベントや祭りに対して支援する取組を進め、地域住民の交流促進を図ります。 | こども未来課 南ヶ丘児童センター 生涯学習課 商工観光課 |

(2) こどもの安心・安全確保に関する取組

こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件や事故は後を絶ちません。特に、登下校中のこどもを狙った犯罪やこどもを巻き込んだ交通事故等が社会問題となっており、地域におけるこどもの安全確保に向けた取組への関心が高まっています。

本市では、関係機関とも連携しながら、こどもが安心・安全な環境のもとで日常生活を送り、健全に成長するための環境整備を進めます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|------------------|---|--|
| 1 | 防犯対策の推進 | 防犯に関連する協議会等の活動を支援するとともに、防犯機器の設置や公用車によるパトロール、防犯教育、防犯訓練等の実施により、こどもたちの安全確保に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 危機管理課 |
| 2 | 交通安全対策の推進 | 交通安全協議会の活動支援や交通安全指導員の通学路への配置に取り組むとともに、歩道・道路の整備や放置自転車の撤去など、安全かつ快適な通学環境づくりを進めます。 | 学校教育課 管理交通課 道路河川課 |
| 3 | 安心して外出できる都市環境の整備 | 道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全施設の整備や「ゾーン30(30km制限区域)」の設置などにより交通安全対策の強化を図ります。 | 福祉総務課 管理交通課 道路河川課 |
| 4 | 子育て関連施設の環境改善 | 園、学校、放課後児童クラブ、児童センター、子育て支援センター等の子育て関連施設において、「八幡市公共施設等総合管理計画(個別施設計画)」等に基づき、こどもの安全確保や機能強化等に向けた必要な施設整備・点検等に取り組みます。 | こども未来課 子育て支援課 学校教育課 南ヶ丘児童センター |

(3) 地域全体で子育て世帯を支える環境づくり

地縁関係が希薄化していることで地域社会から孤立する子育て世帯が増加傾向にあるといわれています。これらの世帯は、身近に頼れる存在がなく、育児不安や孤独感を抱えながら子育てしている方が多い傾向にあります。

また、近年は女性の社会進出や働き方の多様化等が進んだことで、これまで以上にワークライフバランスの在り方が重視されています。

このため、行政、学校、地域、企業などが連携し、地域社会全体で子育て世帯を支え、すべての保護者が安心して子育てに向き合える環境づくりに取り組みます。

● 主な取組

| No. | 項目 | 内容 | 担当部署 |
|-----|------------------------|---|-----------------|
| 1 | 地域における子育て支援の推進 | 地域や活動団体などの関係機関の連携促進や地域課題の共有・検討の場を通じて、地域力の強化を図ります。また、民生児童委員などが住民目線で取り組んでいる活動への支援に取り組みます。 | 子育て支援課 福祉総務課 |
| 2 | 地域と学校の連携促進 | 地域と学校の連携を図る地域コーディネーターの活動やPTA連絡協議会の活動、また、地域の特性を生かした体験学習等の支援に取り組みます。 | こども未来課 学校教育課 |
| 3 | 地域住民による担い手の確保 | 地域住民が主体となって子育て支援に取り組む活動等を支援し、地域の中で子育てに関する情報提供や相談、支援を行える環境づくりを進めます。 | 子育て支援課 |
| 4 | 男女共同による子育ての推進 | 性別によらない子育てへの参加を促進するため、「男女共同参画プランるーぶ計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めていきます。 | 人権政策課 |
| 5 | ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進 | 子育てと仕事の双方が充実し、ワークライフバランスの取れた生活を送ることができるよう、市民や企業に向けた啓発を進めます。 | 人権政策課 |

第 5 章

教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 基本的な考え方

(1) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、事業計画には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量と実施時期）」を定めることとなっています。

本計画では、国の「量の見込みの算出等の手引き」等を基本としつつ、児童数の推計やこれまで取り組んできた事業の実績値、保護者を対象にしたアンケート調査の結果等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めることとします。

(2) 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や、現在の教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

本市における多様な保育ニーズに対応していくには、現在の教育・保育施設等の整備の状況や活用等及び今後のこどもの数の増減を踏まえて、教育・保育の提供体制を確保しやすい範囲が必要であると考えられるため、本市では、市内全域を一つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

◆ 事業概要

| 認定区分 | 対象となるこども | 利用できる施設 |
|-----------------|--------------------|----------------|
| 1号認定 (幼稚園認定) | 満3歳以上で保育の必要性がないこども | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 (保育認定) | 満3歳以上で保育の必要性があるこども | 保育園 認定こども園 |
| 3号認定 (保育認定) | 満3歳未満で保育の必要性があるこども | 保育園 認定こども園等 |

※本計画では、子ども・子育て支援法上の教育・保育給付認定の対象とならない幼稚園（以下「新制度未移行園」）についても、同等の扱いとして量の見込みと確保方策を立てます。

◆ 量の見込みと確保の内容

(ア) 1号認定（3～5歳児）

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 344 | 304 | 295 | 282 | 274 | 262 |
| ②確保方策 | — | 630 | 630 | 630 | 630 | 630 |
| 幼稚園 認定こども園 | — | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| 新制度未移行園 | — | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |

(基準日：5月1日)

(イ) 2号認定（3～5歳児）

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 980 | 922 | 922 | 906 | 905 | 892 |
| ②確保方策 | — | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 1,026 |
| 幼稚園 認定こども園 | — | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 1,026 |
| 新制度未移行園 | — | — | — | — | — | — |

(基準日：4月1日)

(ウ) 3号認定（1～2歳児）

（単位：人）

| 区分 | 令和5年度 （実績） | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 513 | 467 | 442 | 447 | 438 | 429 |
| 1歳児 | 247 | 213 | 222 | 217 | 213 | 209 |
| 2歳児 | 266 | 254 | 220 | 230 | 225 | 220 |
| ②確保方策 | － | 525 | 525 | 525 | 525 | 525 |
| 幼稚園 認定こども園 | － | 525 | 525 | 525 | 525 | 525 |
| 新制度未移行園 | － | － | － | － | － | － |

（基準日：4月1日）

(エ) 3号認定（0歳児）

（単位：人）

| 区分 | 令和5年度 （実績） | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 74 | 68 | 67 | 65 | 64 | 63 |
| ②確保方策 | － | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 |
| 幼稚園 認定こども園 | － | 128 | 128 | 128 | 128 | 128 |
| 新制度未移行園 | － | － | － | － | － | － |

（基準日：各年4月1日）

◆ 確保の方策及び今後の方向性

1号認定については、幼稚園及び認定こども園において、ニーズを受け止めるだけの体制を確保しており、今後も現在の提供体制を安定的に維持していきます。

2号認定及び3号認定についても、令和6年度時点で待機児童は0人となっており、今後もニーズ量に対する確保量は満たせる見通しのため、出生数等に注視しながら、現在の提供体制を維持できるよう、人材の確保・育成に向けた支援を進めていきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

◆ 事業概要

こどもや保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の必要な支援を選択して円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

令和6年度現在、情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援員を子育て支援センター1か所に配置しています。

今後も事業の枠組みにとらわれることなく、園や学校、地域等が一体となって個々のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

(2) 延長保育事業

◆ 事業概要

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 335 | 303 | 293 | 286 | 279 | 270 |
| ②確保方策 | - | 303 | 293 | 286 | 279 | 270 |

(基準日：各年4月1日)

◆ 確保の方策及び今後の方向性

延長保育事業は、令和6年度現在、保育園・認定こども園の9か所で実施しています。ニーズ量に対しては、今後も現在の提供体制で対応できる見込みですが、引き続き、人材の確保・育成に向けた支援を進めていきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が園に支払う日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も引き続き、国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、必要な支援に取り組みます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆ 事業概要

新規参入事業者に対する相談・助言等の支援や、認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も引き続き、国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、必要な支援に取り組みます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆ 事業概要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校内や児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 810 | 789 | 763 | 723 | 684 | 661 |
| 1年生 | 253 | 224 | 211 | 195 | 191 | 193 |
| 2年生 | 209 | 230 | 211 | 199 | 183 | 180 |
| 3年生 | 164 | 184 | 178 | 164 | 154 | 142 |
| 4年生 | 100 | 97 | 110 | 106 | 98 | 92 |
| 5年生 | 54 | 45 | 45 | 51 | 49 | 45 |
| 6年生 | 30 | 9 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| ②確保方策 | — | 880 | 880 | 880 | 880 | 880 |

(基準日：各年5月1日)

◆ 確保の方策及び今後の方向性

放課後児童健全育成事業は、令和6年度現在9か所で実施しています。

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、引き続き、就学前のこどもに係る保育との連続性を重視した事業を推進し、学校施設の活用についての検討など、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

◆ 事業概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において、こどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：日)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 28 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
| ②確保方策 | — | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

子育て短期支援事業は、令和6年度現在4か所で実施しています。

今後も、制度の周知を図るとともに、利用者の緊急時のニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

◆ 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 296 | 302 | 296 | 289 | 284 | 278 |
| ②確保方策 | — | 実施体制：保健師、助産師が訪問 実施機関：家庭支援課 | | | | |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

保護者が安心して子育てできるよう必要な支援や助言を行いながら、引き続き、全戸訪問に努めていきます。

(8) - 1 養育支援訪問事業

◆ 事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他支援等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|---|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 199 | 368 | 355 | 339 | 329 | 317 |
| ②確保方策 | — | 実施体制：保健師等の有資格者が訪問 実施機関：家庭支援課・家庭児童相談室 | | | | |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事援助や具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により行い、育児不安の解消や児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

(8) - 2 要保護児童対策地域協議会等機能強化事業

◆ 事業概要

市が設置する地域の関係機関による児童虐待防止のための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会等の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の構成員の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業です。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

児童相談所や関係機関と連携した取り組みを進め、児童虐待への専門性を向上させるための研修を実施するとともに、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のためネットワークの連携強化を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業

◆ 事業概要

就学前の子ども及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる場所を開設し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 12,856 | 13,206 | 13,460 | 13,821 | 14,147 | 14,366 |
| ②確保方策 | — | 13,206 | 13,460 | 13,821 | 14,147 | 14,366 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

地域子育て支援拠点施設は、令和6年度現在4か所で開設しています。

今後も、地域における身近な子育て支援の拠点として機能の充実を図り、利用者のニーズに柔軟に対応できる提供体制を確保します。



(10) 一時預かり事業

(ア) 幼稚園型

◆ 事業概要

幼稚園や認定こども園（幼稚園認定）に在籍しているこどもを主な対象として、教育時間の前後などに一時的に預かる事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|--------|--------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 12,049 | 10,667 | 10,357 | 9,887 | 9,604 | 9,214 |
| ②確保方策 | — | 10,667 | 10,357 | 9,887 | 9,604 | 9,214 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、子育て家庭の状況を把握しながら、必要な体制について検討していきます。

(イ) 一般型

◆ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 844 | 764 | 738 | 720 | 702 | 680 |
| ②確保方策 | — | 764 | 738 | 720 | 702 | 680 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

ニーズ量に対しては、現在の提供体制で対応できる見込みですが、子育て家庭の状況を把握しながら、必要な体制について検討していきます。

(11) 病児保育事業

◆ 事業概要

こどもの病気が症状安定期または病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で保育することができない期間に、病院に付設された専用のスペースで一時的に保育を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 218 | 326 | 316 | 306 | 297 | 288 |
| ②確保方策 | — | 326 | 316 | 306 | 297 | 288 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

引き続き、制度の周知を図りつつ、事業を継続的に実施するための体制等について検討を進めていきます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

◆ 事業概要

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員として登録し、こどもの預かりや送迎等の相互援助活動を行う際に、連絡、調整を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,417 | 1,601 | 1,709 | 1,775 | 1,898 | 1,966 |
| ②確保方策 | — | 1,601 | 1,709 | 1,775 | 1,898 | 1,966 |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

今後も円滑な相互援助活動が継続できるよう事業の周知に努めるとともに、会員確保に向けた講習会や広報活動等に取り組み、サービスの資質向上を図ります。

(13) 妊婦健康診査事業

◆ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------|-----------------------------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 4,637 | 4,452 | 4,368 | 4,270 | 4,186 | 4,102 |
| ②確保方策 | — | 検査項目：国の基準に準じる 実施機関：家庭支援課 | | | | |

◆ 確保の方策及び今後の方向性

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。安全で安心な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦に対し基本健診14回及び超音波検査4回、血液検査4回等の健康診査を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

◆ 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられたため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

支援が必要であると判断した家庭に対し、ヘルパー等がその居宅を訪問し、家庭や養育環境を整えるなど、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取り組みを進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

◆ 事業概要

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安心・安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられました。令和6年度現在、本市においては未実施の事業ですが、実施に向けた研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

近隣の取組を参考にしながら必要な体制等について検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

◆ 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられたため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

親子の関係性やこどもの関わり方等に不安を抱えている家庭を対象に健全な親子関係の形成に向けた支援を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

◆ 事業概要

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられることとなります。このため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

現行の出産・子育て応援交付金の伴走型支援として実施している取組を継続しつつ、必要に応じて相談支援の更なる推進に努めていきます。

(18) 産後ケア事業

◆ 事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられることとなります。このため、今後の利用状況の推移等を分析し、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

産後ケアを必要とする保護者に対し、関係機関等と連携しながら必要な支援を進めていきます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆ 事業概要

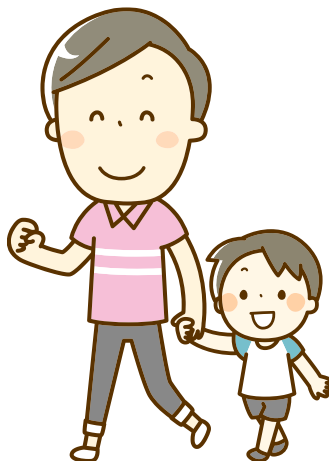
すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

◆ 量の見込みと確保の内容

本事業は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年4月に地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置付けられ、令和8年度からは、新たな給付制度として全国展開が予定されています。このため、まずは必要な提供体制等について検討を進め、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを算出することとします。

◆ 確保の方策及び今後の方向性

近隣で行われている試行的事業の状況等を踏まえ、実施方法や提供体制等について検討を進めていきます。



第 6 章

計画の推進に向けて

1. こども大綱に基づく施策の総合的な推進

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の「子どもの貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」が一つに束ねられ、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項が一元的に定められたものです。

本市では、これらの政策の総合的な推進に向けて、庁内の子育て関連の部署だけでなく、他の関連部署や地域、関係機関との連携を図りながら分野横断的な体制のもとで計画の推進を図ります。

また、八幡市子ども・子育て会議条例に基づき、保護者、事業代表、労働者代表、こども・子育て支援事業従事者、学識経験者等で組織する八幡市子ども・子育て会議においても計画の進捗等について、審議を行っていきます。

● 各種大綱の具体的内容

子どもの貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

重点施策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援 等

少子化社会対策要綱（令和2年5月29日閣議決定）

主な施策

妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域社会による子育て支援、経済的支援 等

子ども・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）

基本的な方針・施策

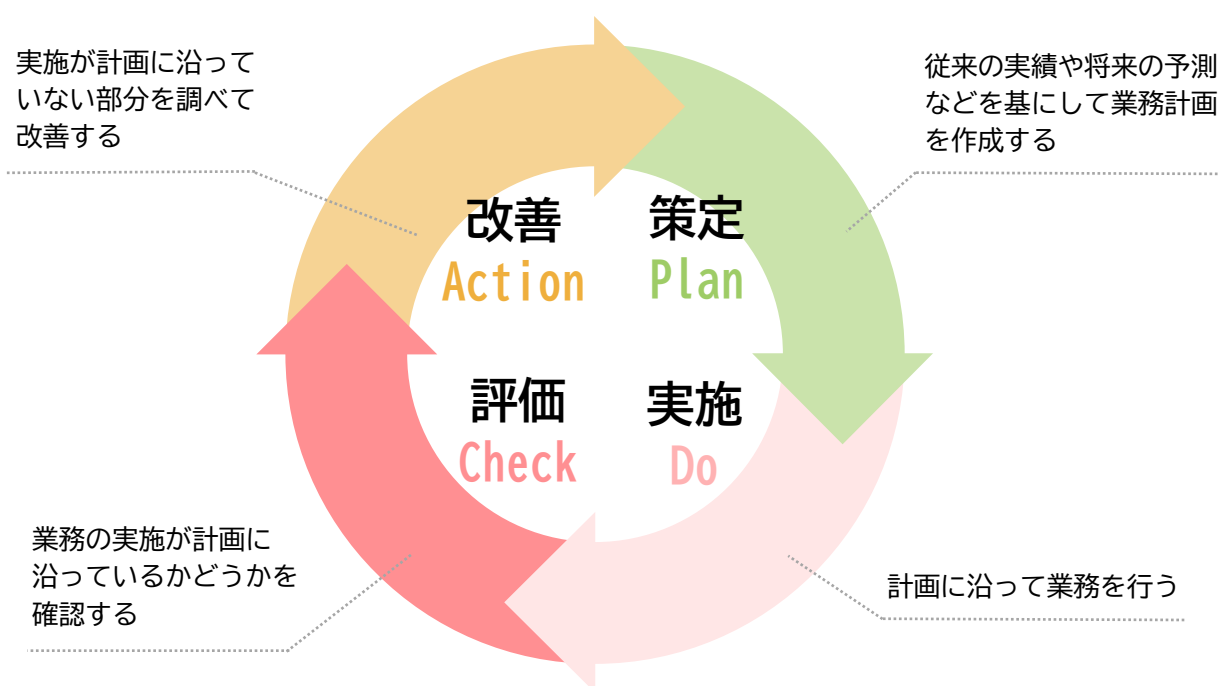
すべてのこども・若者の健やかな育成、困難を有するこども・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援、こども・若者の成長のための社会環境の整備 等

2. 計画の進捗管理・評価に向けて

計画の進捗については、八幡市が管理を行い、まちの現状や市民のニーズを常に把握しながら、実績や課題の整理を行います。

また、適宜、八幡市子ども・子育て会議に報告を行い、意見をいただくとともに、その結果を計画の見直しに反映することで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つで構成されるPDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 用語解説

アルファベット

◆ ICT教育

情報通信技術を活用した教育活動の総称で、コンピューターやタブレット端末、インターネット端末等を活用して学習を行うこと。

◆ SNS

ソーシャルネットワークサービスの略称で、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。

あ行

◆ 医療的ケア児

日常生活を送るために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするこどものこと。

か行

◆ 確保方策

教育・保育または地域子ども・子育て支援事業の提供体制に関する確保の内容及び実施時期をいう。

◆ 絆ネットワーク

行政や地域福祉を担う団体・住民等の連携（ネットワーク）により、地域の高齢者や障がい者、こどもなど配慮を必要とする人たちの見守りを行う仕組み。

◆ 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育園をいう。

◆ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産むこどもの数を示すもので、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

◆ こども家庭庁

こどもや若者、子育て当事者に関する事務、窓口を一本化して総合的に行うことを目的とした国の行政機関。令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に発足した。

◆ 子ども・子育て会議

こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等について審議を行う機関。学識経験者、子育て支援事業関係者、労働者、こどもの保護者などで構成する。

◆ こども大綱

こどもや若者、子育て当事者のために、こども施策を総合的に推進するために定められた基本的な方針。

◆ 子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

さ行

◆ 市町村こども計画

こども大綱等を勘案し、こども施策に関する事項を計画に定めるもの。こども基本法第10条第2項において、市町村に策定の努力義務が課せられている。

◆ 児童センター

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。

◆ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。

◆ 社会福祉協議会

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした民間の非営利組織。

◆ 就学援助

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、国や地方公共団体が行う援助制度。

◆ 新制度未移行幼稚園

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付の対象にならない私立幼稚園。

◆ スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。

◆ ゾーン 30

生活道路や住宅地が集積している区域を「ゾーン」として設定し、ゾーン内の最高速度を「30km/h」に規制することで、歩行者等の安全を優先するための交通事故防止対策。

た行

◆ 「談活」プロジェクト

談話・談笑を通じて人と人がつながり、新たな発見や活動に出会う場をつくるために市と社会福祉協議会が協働して取り組んでいるプロジェクト。

◆ 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できること。

◆ 地域型保育事業

主に待機児童対策として0歳から2歳児を対象に少人数で保育を行う事業。

◆ 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。

は行

◆ 発達支援事業

障がいをもつこどもが日常生活に必要な動作や知能技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援する事業。

◆ パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民誰もが意見を述べる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。

◆ バリアフリー

障がいのある人等が社会生活を送る上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。

◆ プレコンセンションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

◆ 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、生活の場を提供し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

や行

◆ ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などを、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこども。

◆ 幼小接続

幼稚園や保育園などの幼児教育と小学校教育を円滑に接続すること。こどもが小学校生活に適応し、新しい環境になじむことができるよう支援することを目的としている。

◆ 要保護児童対策協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関する機関が情報を共有し、連携して児童虐待等の問題に対応する組織。

ら行

◆ 量の見込み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等における将来の利用人数の見込み。

◆ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

わ行

◆ ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2. 八幡市子ども条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての子どもが幸福で健やかに育つ社会を実現するため、子どもにやさしいまちづくりの基本理念を定め、市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の役割等を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまちづくり 子どもを尊重し、子ども・子育て支援に社会全体で取り組み、子どもが安心して豊かに暮らすことができ、八幡市に生活する全ての人々の共生が進められるまちづくりをいう。
- (2) 子ども 市内に居住、通勤又は通学等をする子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもをいう。
- (3) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者又は勤務場所を有する者（子どもを除く。）をいう。
- (5) 子どもが育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設の関係者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体（子どもが育ち学ぶ施設を除く。）をいう。
- (7) 子どもの権利 児童福祉法第1条に規定する権利をいう。
- (8) 子ども・子育て支援 子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援をいう。

(基本理念)

第3条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを全ての取組みの基礎とすること。
- (2) 子どもの幸福が考えられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、子どもが本来持つ力や可能性を發揮しながら自己実現を図れるよう、子どもの最善の利益を考慮すること。
- (3) 子どもが健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるように育まれること。
- (4) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者が、それぞれの責務又は役割に応じ、主体的な取組みを行うとともに、相互の連携及び協働により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

- (5) 福祉、保健、教育その他の子育て関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組みがなされること。

(子どもの生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情及び理解を持って育まれること。
- (5) 安全な環境において生活ができること。

(子どもの育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び及び休息すること。
- (3) 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に慣れ親しむこと。
- (4) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (5) 年齢及び発達に応じて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(子どもの参加する権利)

第7条 子どもは、その年齢及び発達に応じ、自ら社会に参加するため、次に掲げることを保障されなければならない。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。
- (5) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(子どもの主体的な育み)

第8条 子どもは、心身ともに健やかに育ち、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに協力して次代の社会を担うことができるように、次に掲げる事項について、その年齢並びに成長に応じ、自ら学び、考え及び行動するよう努めるものとする。

- (1) 子どもが自分を大切にするとともに、自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力をすること。
- (2) 法その他の規則を守り、他者を大切にすること。
- (3) 他者との関わりを大切にすることで、主体的に生きていく力を高め、社会の一員として必要とされ、まちづくりに貢献できること。

(共通の役割)

第9条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次に掲げる役割を連携及び協働して果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもの生活上の安全に配慮し、子どもが安心して生活することができるための環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが本来持つ力や可能性を發揮しながら自己実現を図れるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 子どもが、集団生活における他者との関わりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

3 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の実情に合わせて、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる責務を担うものとする。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子ども・子育てに関する施策を実施すること。
- (2) 子どもが抱えている問題その他子どもに関する相談に対し、京都府その他の関係機関と連携し、適切な対応を行うこと。
- (3) 子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 子どもの権利に関して、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の理解を深めるために、普及及び啓発に努めること。

(保護者の役割)

第11条 保護者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うことを認識し、年齢及び成長に応じた養育をすること。
- (2) 子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはならないこと。
- (3) 子どもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう支援すること。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に積極的に関わるよう努めること。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、基本理念にのっとり、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守ること。
- (3) 子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保すること。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(子どもが育ち学ぶ施設の役割)

第13条 子どもが育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識すること。
- (2) 子どもが集団による生活、学習その他の活動を通して、主体的に育ち、学ぶことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うこと。
- (3) 子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはならないこと。
- (4) 子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関と連携すること。
- (5) 子どもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(事業者の役割)

第14条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、事業活動を行うこと。
- (2) 生活と仕事の調和の視点から、子どもを養育する従業員が子育てと仕事を両立することができるよう、職場の環境づくりを行うこと。
- (3) 子育てと仕事を両立できる働き方に関して、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対して、子ども及び子育て家庭を支援する取組みへの参加又は協力を促すこと。
- (4) 市が実施する子どもにやさしいまちづくり及び子ども・子育て支援に関する施策に協力すること。

(特別な配慮及び支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者は、障害、疾病、虐待、貧困その他の事情により、特別な配慮及び支援を必要とする子どもが、適切な支援を受けて成長し、社会参加をしていけるよう、その家庭を含めて相談・情報の提供など総合的な支援を行うよう努めるものとする。

(意見表明や参加の促進)

第16条 市は、子どもにやさしいまちづくり及び子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場を設けるよう努めるものとする。

2 市は、子どもの意見表明や参加の場では、子どもの自主的及び自発的な活動を奨励し、支援するものとする。

3 市は、子どもの意見表明や参加の場でまとめられ、提出された意見を尊重するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 八幡市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき八幡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法によりその権限に属するものとされた次に掲げる事務を処理するため、会議を置く。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取することができる
(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 八幡市附属機関の設置に関する条例(昭和 44 年八幡市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

4. 八幡市子ども・子育て会議委員名簿

★：会長 ○副会長

| 選出区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|---------------|---------|-------------------|-------------|
| こどもの保護者 | 北村 晃子 | 小学校保護者 | |
| | 入江 優香 | 幼稚園保護者 | |
| | 松本 みゆき | 保育園保護者 | |
| | 黒田 直子 | 小学校保護者 | |
| | 井上 早織 | 中学校保護者 | |
| 事業者 | 山田 一徳 | 工業会代表 | |
| 労働者 | 窪田 真二 | 労働者代表 | |
| 事業従事者 | 津田 ユカ | 公立保育園長 | |
| | 岡橋 奈都子 | 公立認定こども園長 | |
| | 西口 千鶴 | 公立幼稚園長 | 令和6年3月31日まで |
| | 三家本 富美子 | 公立幼稚園長 | 令和6年4月1日から |
| | 林家 有美子 | 私立保育園長 | |
| | 小出 ゆう子 | 私立認定こども園長 | |
| | 羽野 卓哉 | 障がい児サービス 事業者代表 | |
| 学識経験者 | ★古市 久子 | 大学教授等 | |
| | 橋本 仁子 | 大学教授等 | |
| | ○辻 元弘 | 中学校長 | 令和6年3月31日まで |
| | ○前野 あゆみ | 小学校長 | 令和6年4月1日から |
| | 木村 耕 | 社会福祉協議会 | |
| | 岩崎 トミ子 | 民生児童委員 | |
| その他 (市民公募) | 大友 綾瀬 | 市民公募委員 | |
| | 畑 彩夏 | 市民公募委員 | |

5. 策定経過

| 実施日 | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 令和5年10月11日(水) | ○令和5年度 第1回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・第2期計画の事業評価について(令和4年度) ・八幡市における子育て環境の充実に向けて(意見交換) |
| 令和6年2月14日(水) | ○令和5年度 第2回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・第3期八幡市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について |
| 令和6年3月8日(金)～ 令和6年3月22日(金) | ○保護者アンケート調査の実施 |
| 令和6年6月11日(火) | ○令和6年度 第1回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・子育て支援に関するアンケート調査結果について |
| 令和6年8月5日(月) | ○令和6年度 第2回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・第2期計画の事業評価について(令和5年度) ・計画骨子案の検討 ・事業量の検討 |
| 令和6年9月25日(水)～ 令和6年10月4日(金) | ○児童生徒アンケート調査の実施 |
| 令和6年10月9日(水) | ○令和6年度 第3回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・計画素案の検討 ・事業量の検討 |
| 令和6年11月25日(月) | ○令和6年度 第4回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・第3期計画の素案について |
| 令和6年12月19日(木)～ 令和7年1月17日(金) | ○パブリックコメントの実施 |
| 令和7年2月14日(金) | ○令和6年度 第5回八幡市子ども・子育て会議の開催 【主な議題】 ・パブリックコメントへの対応について ・計画の承認 |



第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

発行日:令和7年3月

発行:八幡市 こども未来部 子育て支援課

〒614-8501 八幡市八幡園内 75

TEL:075-983-1133 FAX:075-983-1430



第3期 八幡市子ども・子育て支援事業計画

みんなで育み 育ち 支えあう 子どもがまんなかにいる社会